

自然が生き活き、人が輝く交流の郷 三好市

〜あふれる笑顔と未来あしたのために〜



第2次

三好市総合計画 後期基本計画



皆様とともに「幸福度の高いまちづくりと 持続可能な地域社会」の実現を目指して



本市は、豊かな自然に恵まれ、古くから県西部における交通の要衝として、政治・経済の中心地として栄えてまいりました。

現在におきましても、観光産業を中心に、三好市誕生から掲げる総合計画の基本理念「自然が生き生き、人が輝く交流の郷 三好市」の実現に向け、市民の皆様をはじめ、関係皆様とともに、長期的な展望に立ったまちづくりを進めてまいりました。

平成30年度を計画の開始年度とする「第2次三好市総合計画」の策定から4年が経過しますが、当市を取り巻く社会経済情勢は目まぐるしく変化し続けており、将来予測が非常に難しくなっております。

頻発化・激甚化する自然災害のほか、新型コロナウイルス感染症拡大は、私たちの日常生活に様々な影響をもたらしました。

また、本市は2021（令和3）年12月にゼロカーボンシティを宣言していますが、脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の低減や環境保全への意識が高まり、その取り組みが広がりを見せています。

さらに、一人ひとりの多様性の尊重、互いの違いを認め合い共に暮らす「共生社会」の重要性が広く認識されるようになりました。

このような状況を踏まえつつ、多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民皆様が将来の三好市に希望を持てるよう、満足度が高い持続可能な社会を目指し、今後5年間のまちづくりの指針となる後期基本計画を策定いたしました。

本計画では、地域資源を活用した観光振興、自然環境の保全と活用、共生社会に対する理解促進、子育て環境の更なる充実のほか、さまざまな危機的な状況に直面しても対応できる危機管理体制の強化や企業誘致・中小企業支援による地域産業の振興、また、民間企業、市、住民が一体となった脱炭素の推進の取り組みなど、人口減少社会にあっても、市民生活の根幹とも言える中長期の「暮らし」を支え、幸福度の高いまちづくりに資する取り組みを進めてまいります。また、これら取り組みでは、デジタルの力などを積極的に活用することや政策間の連携により、限られた資源を有効に活用し、多面的に地域課題の解決が図れるよう施策の効果を高めてまいります。

長期的な視点に立ち、三好市を次の世代につないでいくことは、現在を生きる私たちの大切な役目であり、本計画では2027（令和9）年度までの計画期間となりますが、10年先、20年先の三好市を見据えて、今をしっかりと取り組んでいくことを念頭に置いて、まちづくりの新たな一歩を踏み出してまいりたいと考えております。

結びに、市民意識調査を通じて、貴重な御意見をいただきました市民の皆様をはじめ、総合計画審議会委員の皆様、策定に御協力をいただきました多くの方々から感謝を申し上げます。

2023(令和5)年3月

三好市長 高井美穂

目次

第1編 序論

第1章 後期基本計画策定の趣旨	3
1 総合計画について	3
2 後期基本計画について	3
第2章 総合計画の構成と期間	3
1 計画の構成	3
2 計画の期間	4
第3章 めざすまちの姿	4
1 まちづくりの基本理念	4
2 人口の見通し	5
3 重点目標	6
第4章 本市を取り巻く社会情勢と環境	6
第5章 第2次総合計画前期基本計画の評価	10
第6章 市民のまちづくりへの思い	14

第2編 後期基本計画

後期基本計画施策体系	18
後期基本計画におけるSDGsの位置づけ	19
基本計画の見方	24
基本施策1 定住と交流を育むまち	25
1-① 自然環境・景観の保全	25
1-② 道路の整備	27
1-③ 公共交通網の整備	29
1-④ 良好な住環境の整備	30
1-⑤ 上水道・生活排水処理施設等の整備	32
1-⑥ 情報通信基盤の整備	35
基本施策2 豊かで生き生き、安心・安全なまち	36
2-⑦ 地域医療体制の充実	36

2 - ⑧	健康増進対策の推進	38
2 - ⑨	地域福祉の充実	40
2 - ⑩	高齢者福祉の充実	44
2 - ⑪	障害者（児）福祉の充実	46
2 - ⑫	子育て支援の充実	49
2 - ⑬	防災対策の充実	51
2 - ⑭	防犯・交通安全対策の充実	54
2 - ⑮	循環型社会の形成	56
2 - ⑯	自然エネルギーの活用	58

基本施策3 地域性を活かし魅力ある煌めくまち 60

3 - ⑰	学校教育の充実	60
3 - ⑱	青少年の健全育成	64
3 - ⑲	生涯学習の充実	66
3 - ⑳	文化の振興	68
3 - ㉑	スポーツ・レクリエーションの振興	70
3 - ㉒	人権教育・男女共同参画社会の形成	72
3 - ㉓	農林業の振興	76
3 - ㉔	商工業の振興	81
3 - ㉕	雇用の充実	84
3 - ㉖	観光の振興	86

基本施策4 住民参画を基本とした協働のまち 89

4 - ㉗	参画・協働の推進	89
4 - ㉘	青年の社会参画の推進	91
4 - ㉙	国際化社会の形成	92
4 - ㉚	行財政運営の推進	93

第3編 資料編

第 1 編

序 論

第1章 後期基本計画策定の趣旨

1 総合計画について

本市では、市を取り巻く社会情勢や環境からくる課題や市民のまちづくりへの思いなどを反映して、官民連携・市民参画を基本としたまちづくりを進めるための市政の基本施策を明らかにし、計画的な行財政運営を推進することを目的として、2018（平成30）年8月に「第2次三好市総合計画」を策定しました。

基本構想では、第1次総合計画で定めた基本理念である、「自然が生き生き、人が輝く交流の郷三好市」を踏襲し、その実現に向けて、計画期間を2018（平成30）年度から2022（令和4）年度とする前期基本計画を策定し、様々な取り組みを実施してきました。

2 後期基本計画について

後期基本計画は、基本構想に掲げる基本理念の実現に向け、前期基本計画の進捗状況や新たな課題などを把握するとともに、その具体的な方向性を示すための基本指針として策定するものです。

第2章 総合計画の構成と期間

1 計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成しています。



2 計画の期間

後期基本計画の期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。

年度	2018 (平成30)	2019 (令和元)	2020 (令和2)	2021 (令和3)	2022 (令和4)	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)
基本構想	基本構想(10年)									
基本計画	前期基本計画(5年)					後期基本計画(5年)				
実施計画	3年ごとのローリングにより毎年度の見直しを行う									

第3章 めざすまちの姿

1 まちづくりの基本理念

「本市の特性」、「本市を取り巻く社会情勢と環境」、「市民のまちづくりへの思い」から、本市における様々な特色を踏まえ、次のまちづくりの基本理念を本計画全体に浸透させ、長期的な展望に立ったまちづくりを進めていきます。

自然が生き活き、人が輝く交流の郷 三好市

～あふれる笑顔と^{あした}未来のために～

自然が生き活き（人に誇れる故郷づくり）

本市が有する豊かな自然、多くの歴史文化遺産、恵まれた観光資源などを新しい発想で見直し、新たな創造のもと「自然と人が生き活き」と暮らしていけるまちづくりを目指します。

人が輝く（活力ある故郷づくり）

住民と行政が心をつなげた地域づくりを推進し、「自らの地域は自らの手で」を活動方針とし、住民一人ひとりが生き活きと輝く協働のまちづくりを目指します。

交流の郷（第二の故郷づくり）

地方でのスローライフを楽しむ「自己実現型」の*ライフスタイルが求められている中、新たな定住と交流を育み、本市全体の活性化につながる交流の郷づくりを目指します。

2 人口の見通し

本市では、将来人口の長期的な展望を示した「三好市人口ビジョン（改訂版）」を2020（令和2）年3月に策定しており、本計画の目標人口については、この「三好市人口ビジョン（改訂版）」における将来人口の見通しを踏まえ、設定するものとします。

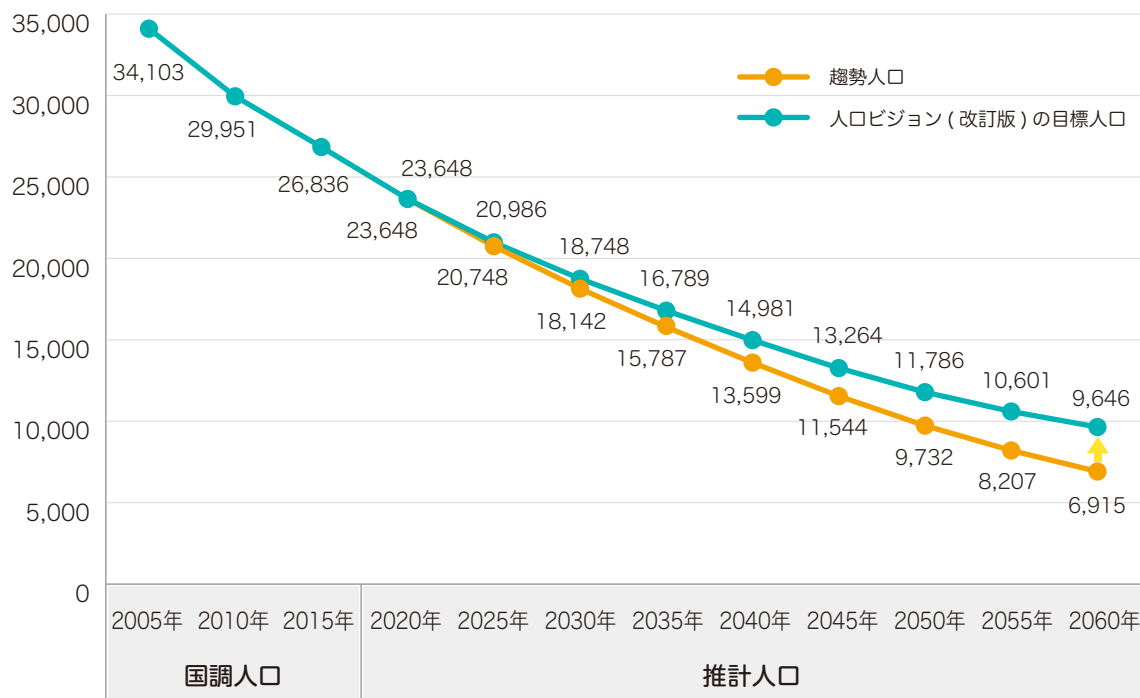
「三好市人口ビジョン（改訂版）」では2020（令和2）年の人口として23,648人程度を見込んでいたのに対し、国勢調査による2020（令和2）年の人口は23,605人とこれを若干下回るペースで推移しています。

今後、長期的には「三好市人口ビジョン（改訂版）」の目標人口（自然動態と社会動態を改善させることによって2040（令和22）年に約14,000人超の人口を維持）の実現に向け、地方版総合戦略と基本施策を進めていくことにより、人口減少の抑制と人口減少社会に適合した持続可能なまちづくりを目指していきます。

本計画の目標年度である2027（令和9）年度においては、趨勢人口が2万人を下回ることが予測される中で、本計画を通じた総合的なまちづくりの推進により、目標人口2万人超を目指します。

目標人口

（単位：人）



※趨勢人口は、今後の人口減少抑制策が講じられない場合に予測される人口

3 重点目標

第2次総合計画においては、地方版総合戦略に関連した3つの重点目標を設定することで、「人口減少の抑制」と「人口減少社会に適合した持続可能なまちづくり」への対応に積極的に取り組んでいくこととします。

■ 三好まるごとブランド化

豊かな自然環境や景観、自然体で温かい人のきずなといった市自体の持つ地域イメージの活用・展開による、三好市総体のブランド化を図ります。

本市の自然環境に適したスポーツの振興などを通して生活を楽しむ「健幸長寿」なまちづくりに取り組んでいきます。

■ 子どもを育てやすい環境づくり

結婚、妊娠・出産を支援する活動や子育て世代の移住・定住への支援を図るなどニーズに合った少子化対策を進めるとともに、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備していきます。

■ 雇用の確保

産業の振興や新事業の創出、起業支援などを一層進めることで、足腰の強い産業を育成するとともに、雇用の確保・安定を図り、これを受け皿として、移住促進施策を積極的に取り組むこととします。

第4章 本市を取り巻く社会情勢と環境

1 人口減少・超高齢社会の進行

我が国の総人口は2008（平成20）年をピークに減少傾向に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040（令和22）年に1億1,092万人、2053（令和35）年には1億人を下回るものと予測されています。

本市の総人口は大幅に減少しており、経済活力の低下や社会保障関係費の増大のほか、地域^{*}コミュニティの担い手の減少や独居高齢者の増加といった社会的・経済的な課題が懸念されます。また、「ひきこもり」や「^{*}8050問題」、「^{*}ヤングケアラー」など新たな課題も顕在化しています。

このような状況においては、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや教育の充実、高齢者がいつまでも健やかに過ごせる環境づくりのほか、地域のつながりの再生など、人口減少や少子高齢化が進む中でも、安心して暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

2 子育て支援のニーズの多様化

少子化が進行する中、共働きの増加や就労形態の多様化、ひとり親家庭の増加などにより、子どもや保護者を取り巻く環境は大きく変化しており、保育需要の高まりや発達に関する相談の増加など、

子育て支援に関するニーズは多様化しています。

本市ではこれまで、保育料の軽減、育児用品購入費の補助、乳児家庭保育支援給付金の支給や、給食費の無償化、乳幼児医療費助成などの支援を行ってきました。また、家庭相談員による相談窓口を常時開設し、子どもを支える環境づくりに取り組んできました。

引き続き、安心して子どもを産み育てられるよう、個々の家庭の状況やニーズに応じて子どもや保護者に寄り添う支援を推進することが必要になっています。

3 教育を取り巻く環境の変化

少子化の進行やICT（情報通信技術）の進歩、人々のライフスタイルや価値観の多様化、家庭や地域とのつながりや支え合いの変容など、学校や子どもたちの教育を取り巻く環境は大きく変化しており、これらは、子どもたちの学びや育^{ふるま}ちに少なからず影響を与えていると思われます。

本市では、教育振興計画において「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」を基本理念とし、基本目標に「一人ひとりが輝く、活力ある教育の推進」を掲げ、「豊かな心」、「確かな学力」、「健やかな体」等の「生きる力」の育成を図るため、地域の特性を生かした特色ある学校づくりに取り組んできました。

今後、豊かな「学び」を支援する教育環境の整備・充実を図るとともに、子どもたちが将来に向かってたくましく生きていくことができるよう、次代を担う人材育成の取り組みが求められています。

4 安心・安全に対する意識の高まり

近年、地震や大型台風、集中豪雨、竜巻などの自然災害が頻発かつ甚大化し、様々な被害をもたらしているほか、特殊詐欺等の犯罪や新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、安心・安全に対する市民の意識はますます高まっています。

本市では、まちの活性化や地方再生につなげていくことを一つの重要な視点として捉え、国土強靱化地域計画、地域防災計画に沿って、いかなる自然災害が発生しようとも「人命の保護が最大限図られる」、「本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「住民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる」、「迅速な復旧・復興を可能とする」基本目標のもと取り組んできました。

これからも、災害に備えた取り組みや医療・介護提供体制の確保をはじめ、高齢者や障害者、子育て家庭など、誰もが安心・安全に暮らし続けることができるまちづくりが求められています。

5 地域コミュニティの変化

人口の減少や少子高齢化の進行、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、担い手不足や役員の高齢化で自治会の運営が困難になるなど、課題を抱える地域が増えてきています。

一方で、社会情勢の変化に伴い、個人や地域の課題は多様化・複雑化しており、住民が相互に支え合う地域コミュニティが果たす役割は、ますます重要になっていくと思われます。

本市では、自治会や公民館単位のほか、趣味やスポーツといった共通のスタイルで組織されているコミュニティ活動が行われてきました。また、「市報みよし」発行や*公聴会開催、ホームページ、*SNSによる情報発信により、まちづくりへの住民参画に取り組んできました。

今後も、市民と行政がそれぞれの役割分担による参画と協働を進めるとともに、「自らのまちは自らの手で」という意識のもと、一人でも多くの市民が地域活動に携わり、持続可能な地域コミュニティの実現が必要となっています。

6 環境問題に対する意識の高まり

近年、地球温暖化が原因とされる猛暑や豪雨などの自然災害が世界各地で頻発し、生態系にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

これらの環境問題に対応するために、国は2050（令和32）年までに*温室効果ガスの排出量を全体として実質ゼロにする、*カーボンニュートラル（脱炭素）の実現を目指すことを宣言し、その動きが加速しています。

本市においても国際社会の一員として、脱炭素社会の構築・2050（令和32）年までのCO₂排出量実質ゼロにより、「豊かで生き生き、安心・安全なまち三好」を目指し、環境政策のさらなる強化により持続可能な地域社会の構築のため、2021（令和3）年末に三好市*「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、CO₂排出量の抑制に向けて環境保全意識の向上を目指しています。

今後もこの豊かな自然環境を大切にしながら、環境保全と経済成長を両立させ、より暮らしやすい生活や活力のある社会を形成していくことが求められています。

7 産業・労働環境の変化

本市の産業は、医療・福祉、製造業、建設業及び卸・小売り業を中心に発展してきましたが、近年産業構造や労働環境に大きな変化が見られています。今後も人口減少と少子高齢化の進行により、市場の縮小と労働力不足が深刻化することが懸念されます。一方で*AIや*IoTなどの技術革新が急激に進行しており、生活の利便性を高める*イノベーションの急速な進展と、勤務する場所に制限されない多様な働き方が広がりつつあります。

本市では、一定期間市内で日常生活の状況を実際に体験してもらうことにより、移住・定住の推進及び人口流入の促進を図るためのお試し施設の整備、さらには、*テレワーク環境を備えた施設等を整備することにより、都市部人材の地方への循環や滞在を促進し、地域の活性化及び都市との交流を図る新たな取り組みを行っています。

今後においても新たな技術や働き方の変化は、企業活動や雇用などに大きな影響を及ぼすことが予測されており、市内企業の競争力の強化や多様な企業の誘致、産業振興・雇用確保などにより、地域経済の持続可能性を高める取り組みが求められています。

8 公共施設等の老朽化への対応

本市では、全国の自治体と同様に、昭和40～50年代を中心に多くの公共施設を整備しました。住宅や教育施設をはじめとした公共建築物は、建築から30年以上が経過し、大規模修繕や更新の時期を迎えるとともに、道路や橋りょう、上下水道管路などの*インフラ資産とともに老朽化への対応が急務となっていますが、これらに要する費用の増大は、大きな負担となることが懸念されます。

こうした状況に対応するため、本市ではこれまで、三好市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の更新・統廃合の検討や長寿命化等に取り組んできました。今後も、公共施設の最適化に向けた取り組みを通じ、多様化する市民ニーズに対応した行政サービスの水準を確保するため、長期的な視点に立った取り組みが必要です。

9 ※デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

近年の※ICTの飛躍的な発展は、私たちの生活に大きな変化をもたらしました。スマートフォンやパソコン端末等を利用したインターネットサービスは、生活に欠かせないものとなっており、AIやIoT、5Gなど、急速に進むデジタル技術の進歩は、私たちの生活や社会をより豊かに変えることが想定されるとともに、新たな価値の創出につなげるDXに取り組むことが求められています。

そのような中、国は、※Society5.0の実現に向けデジタル庁を新たに設置するなど、あらゆる産業や社会における先端技術の活用を強力に推進することとしています。

本市では、自ら行う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていきます。

Society5.0といった新たな社会を見据え、DXによる持続可能な行政サービスの提供や市内企業の競争力強化に向けた取り組みへの支援など、市民一人ひとりが快適で活躍できるまちづくりを進めていくことが求められています。

10 多様性の尊重

人々のライフスタイルや価値観が多様化する中、家族や結婚、性などに対する考え方が大きく変化してきています。また、グローバル化の進展によって、国籍や生活文化、習慣の違いなど多様な背景を持つ方が地域社会の中で増えています。

本市では、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い誰もが自分らしく生きるまちを目指すため、「※三好市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始しています。

これからも、誰もが個人として尊重され、一人ひとりの個性や価値観等の多様性を認め合い、その方が持つ個性や能力を発揮することができる環境づくりが求められています。

11 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症が世界的に流行する中、我が国では、2020（令和2）年4月に、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、日常生活と社会経済活動が大きく制限される事態となりました。学校行事の中止・変更やイベント等の自粛、企業活動の停滞など、社会生活や経済活動に大きな影響を与えています。

一方、感染拡大防止の観点から、※リモートワークなどの新しい働き方の浸透や、教育をはじめとした様々な分野におけるデジタル化の推進など、市民の価値観やライフスタイルの多様化が加速しています。

本市では、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に沿って県や医療関係者、事業者、そして市民が一丸となって、感染拡大防止策で流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加スピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑えるとともに、重症者の発生を最小限に食い止めるべく努めています。

今後は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りつつ、顕在化した課題を克服し、ポストコロナにおける「新たな日常」を構築していく必要があります。

第5章 第2次総合計画前期基本計画の評価

本計画の策定にあたって、現行の第2次総合計画前期基本計画（2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）に掲げられた施策の進捗状況を点検・評価しました。

評価基準日は2022（令和4）年9月とし、下表の「進捗度・評価点基準表」において点検を行っています。

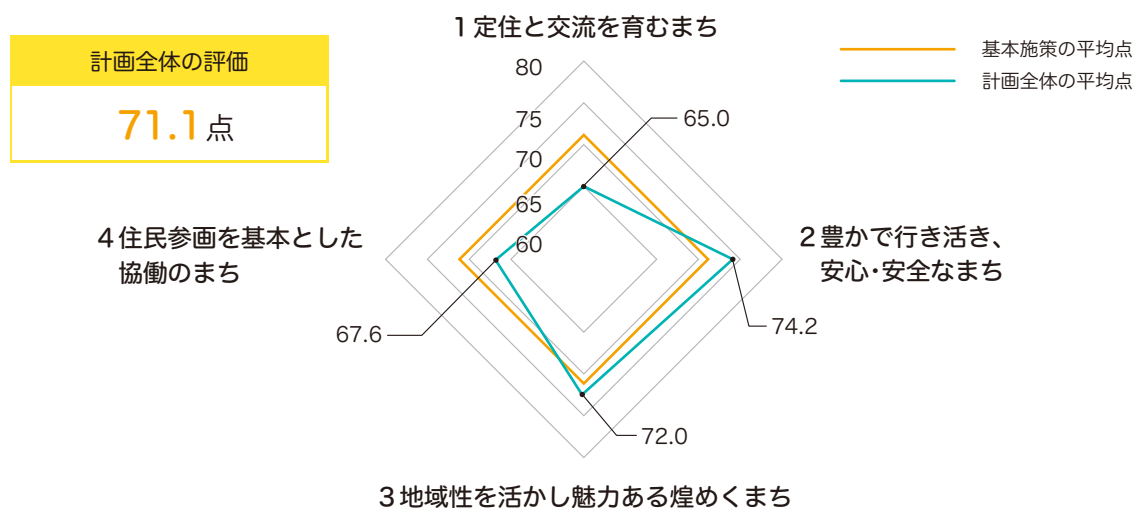
進捗度評価算出方法

進捗度	評価内容	評価点換算
100%	達成	100点
80%	概ね予定通り	80点
60%	予定の半分以上進捗している	60点
40%	まだ半分にも満たない進捗状況	40点
20%	着手したが、あまり進捗していない	20点
0%	着手していない	0点

施策全体の評価

計画全体における評価点は、71.1点となっており、基本施策別にみると、「基本施策2 豊かで生き生き、安心・安全なまち」の74.2点と最も評価が高くなっています。

第1位	基本施策2 豊かで生き生き、安心・安全なまち	74.2点
第2位	基本施策3 地域性を活かし魅力ある煌めくまち	72.0点
第3位	基本施策4 住民参画を基本とした協働のまち	67.6点
第4位	基本施策1 定住と交流を育むまち	65.0点



具体的施策の評価点

基本施策	施策	具体的施策	評価点
1 定住と交流を育むまち	① 自然環境・景観の保全	1 啓発・保護活動の推進	60
		2 自然の保全や景観に配慮した開発	80
		3 自然環境や景観を保全する担い手の確保	100
		4 住民との協働による景観づくり	80
		5 景観の保全	80
		6 ジオパーク事業の推進	80
7 水資源の保全		80	
8 三好市総体のブランド化の推進		60	
2 豊かで行き活き、安心・安全なまち	② 道路の整備	1 地域幹線道路の整備促進	80
		2 生活道路の整備推進	100
		3 農林道路網の整備	60
	③ 公共交通網の整備	1 鉄道の利便性の向上	60
		2 バス路線の確保	60
	④ 良好な住環境の整備	1 住環境の整備	60
2 市営住宅の整備		20	
3 緑の環境促進		80	
⑤ 上水道・生活排水処理施設等の整備	1 水資源の安定確保	20	
	2 水道未普及地域の解消	20	
	3 水の安定供給	40	
	4 水道事業の健全化	40	
	5 排水整備の計画的推進	60	
	6 施設管理の充実	80	
	7 生活排水処理事業の健全化	60	
⑥ 情報通信基盤の整備	1 情報通信基盤の利用促進	100	
2 豊かで行き活き、安心・安全なまち	⑦ 地域医療体制の充実	1 地域医療の充実	80
		2 救急医療体制の充実	100
	⑧ 健康増進対策の推進	1 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	80
		2 生活習慣の改善	80
		3 健診受診機会の確保・保健事業の充実	80
		4 健康づくり支援体制の確立	80
		5 母子保健対策の充実	100
		6 食育活動の推進	80
		7 心の健康づくり対策の推進	80
	⑨ 地域福祉の充実	1 住民意識の醸成	80
		2 地域福祉活性化のための体制の充実	80
		3 安心・安全な生活を守る取り組みの推進	80
4 協働のためのネットワークの充実		80	
⑩ 高齢者福祉の充実	1 高齢者施策の推進	60	
	2 介護保険事業の推進	60	
	3 高齢者の雇用・就業対策の推進	60	
⑪ 障害者(児)福祉の充実	1 啓発・広報	100	
	2 生活支援	100	
	3 生活環境	80	
	4 教育・育成	100	
	5 雇用・就業	80	
	6 保健・医療	100	
	7 情報・コミュニケーション	80	
	8 スポーツ・文化・地域活動	40	
⑫ 子育て支援の充実	1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進	100	
	2 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりの推進	100	
	3 子どもを支える環境づくりの推進	100	
	4 仕事と子育てを両立させる環境づくりの推進	100	
	5 地域における子育て家庭を支援する環境づくりの推進	100	
	6 経済的支援の推進	100	
	7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	100	

※グラフ内の灰色は計画全体の評価（71.1点）より低い具体的施策

基本施策	施策	具体的施策	評価点
2 豊かで 行き活き、 安心・安全 なまち	⑬ 防災対策の充実	1 常備消防体制の整備	80
		2 非常備消防体制（消防団組織）の充実	60
		3 消防施設の整備	40
		4 自主防災組織の育成	60
		5 防災行政無線の整備	40
		6 地震対策	80
		7 治山・治水対策の促進	60
		8 避難施設の整備	60
		9 避難行動要支援者の対策	80
	⑭ 防犯・交通安全 対策の充実	1 防犯対策の推進	80
		2 交通安全施設の整備	80
		3 交通安全教育の推進	80
	⑮ 循環型社会の 形成	1 ごみ減量およびごみの再資源化の促進	40
		2 自然の保全や景観に配慮した開発	80
		3 環境保全意識の高揚を図るため、啓発、PR活動の推進	40
		4 環境美化運動の実施、環境ボランティア活動への参加促進	60
5 森林資源の新エネルギーへの活用		60	
6 グリーン購入の推進と普及		20	
⑯ 自然エネルギー の活用	1 自然エネルギーの調査	20	
	2 二酸化炭素の排出抑制	80	
	3 間伐材などのバイオマスエネルギーの活用	20	
3 地域性を 活かし 魅力ある 煌めくまち	⑰ 学校教育の充実	1 就学前教育の充実	40
		2 学校教育の充実	80
		3 教育環境の整備	80
	⑱ 青少年の健全 育成	1 三好市青少年育成センターの活動の推進	80
		2 青少年を育て守る活動の推進	80
		3 学校・家庭・地域の連携強化	80
		4 青少年団体活動の支援	80
	⑲ 生涯学習の充実	1 生涯学習推進体制の整備	40
2 学習機会の提供と環境づくり		70	
⑳ 文化の振興	1 芸術・文化活動の推進	80	
	2 文化施設の整備	40	
	3 文化財の保護	80	
	4 文化財の活用	80	
㉑ スポーツ・レク リエーションの 振興	1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	80	
	2 団体・クラブの育成	60	
	3 スポーツ指導者の育成	60	
	4 スポーツ施設の有効活用	80	
	5 市民主体によるスポーツイベントなどの活動の促進	80	
㉒ 人権教育・男女 共同参画社会の 形成	1 人権意識の高揚、啓発の推進	80	
	2 社会教育での人権教育	80	
	3 学校教育での人権教育	80	
	4 人権教育推進体制の整備	80	
	5 人権教育・啓発推進拠点の整備	60	
	6 人権擁護活動の推進	80	
	7 男女共同参画社会の実現	100	
	8 支え合う地域づくり	80	
㉓ 農林業の振興	1 農業振興推進指導體制の強化	80	
	2 農業基盤整備の推進	80	
	3 農村の環境整備の推進	80	
	4 農業の担い手・中核的農家育成の推進	60	
	5 農業の高付加価値化の推進	80	
	6 健全な森林づくりの推進および素材生産の振興	60	
	7 林業従事者の育成	60	
	8 森林の多目的機能の整備	60	
	9 林業・木材生産物の振興	80	
	10 森林環境譲与税に向けた取り組み	40	

※グラフ内の灰色は計画全体の評価（71.1点）より低い具体的施策

基本施策	施策	具体的施策	評価点
<p>3</p> <p>地域性を 活かし 魅力ある 煌めくまち</p>	②4 商工業の振興	1 企業間連携の推進	40
		2 経営基盤の強化	100
		3 中心市街地の活性化と魅力ある商店街の形成	80
		4 新規市場開拓	20
		5 円滑な事業承継	80
		6 工業の活性化への支援	60
		7 企業誘致の推進	60
		8 起業支援	80
	②5 雇用の充実	1 魅力ある就労場の確保	100
		2 各産業連携による雇用の場の確保	80
		3 サテライト・オフィスの誘致など企業誘致活動	80
		4 人材の育成と確保	100
		5 就労機会の創出、プロフェッショナル人材の活用	100
		6 女性の活躍	40
		7 就労環境の改善	20
	②6 観光の振興	1 「三好市まるごと観光」の推進	80
		2 ホスピタリティ精神の醸成	60
		3 観光ルートの設定とワンストップ窓口機能の充実	80
		4 自然環境に配慮した観光施設整備の推進	80
		5 広域観光ネットワークの充実	80
		6 情報発信強化と地域ブランド力の向上	80
		7 外国人観光客誘致の推進	80
		8 効率的なイベントの実施と観光資源の活用	80
	<p>4</p> <p>住民参画 を基本と した協働の まち</p>	②7 参画・協働の推進	1 活力ある地域づくりの推進
2 集落環境づくりとコミュニティ基盤の整備の推進			100
3 行政評価システム(*PDCAサイクル)などの活用			40
4 情報公開の推進			100
5 集落支援員制度の活用			80
6 地域おこし協力隊制度の活用			80
②8 青年の社会参画の推進		1 人材の育成および参画の推進	60
		2 青年の積極的な社会参画	80
		3 地域と若者の交流の場づくり	100
②9 国際化社会の形成		1 国際交流推進体制の整備	40
	2 交流によるまちの活性化	60	
③0 行財政運営の推進	1 行財政改革の推進	60	
	2 民間委託などの推進	60	
	3 指定管理者制度の推進	80	
	4 第三セクターの抜本的な見直し	60	
	5 地方公営企業などの経営健全化	60	
	6 市職員の定員管理の適正化	80	
	7 給与の適正化	60	
	8 人事評価制度の活用	40	
	9 職員のキャリア形成	40	
	10 市役所新庁舎の建設と活用	40	

※グラフ内の灰色は計画全体の評価（71.1点）より低い具体的施策

第6章 市民のまちづくりへの思い

本計画の策定にあたり、2022（令和4）年9月に実施した市民意識調査アンケートから、市民のまちづくりへの思い（ニーズ）を検証し、計画に反映していきます。

■ 調査の概要

調査対象	抽出法	調査方法
18歳以上の市民	無作為抽出	郵送による配布・回収
調査地域	配布数・回収数	有効回収率
市内全域	2,000票・751票	37.5%

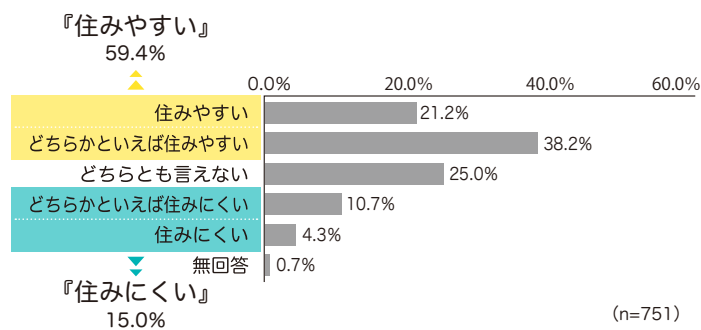
調査期間：2022（令和4年）9月15日～9月30日

三好市の住みやすさ・定住意向

住みやすいと感じている方が「59.4%」、住み続けたい方が「68.4%」

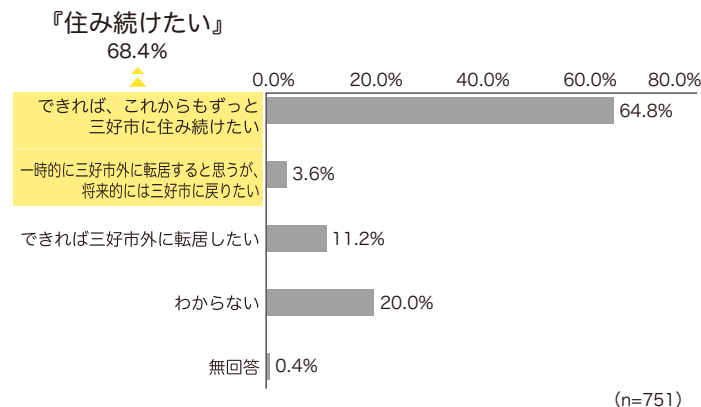
約6割の方が住みやすいと感じています。

- 年齢別にみると“50～69歳”“70歳以上”では、『住みやすい』の割合が6割以上となり、他の年代と比較して高くなっています。
- 一方、『住みにくい』の割合は、“18～29歳”“30～49歳”が2割以上となり、年齢が若いほど住みにくいと感じている方が多い傾向がみられます。



定住意向については、以下の傾向がみられます。

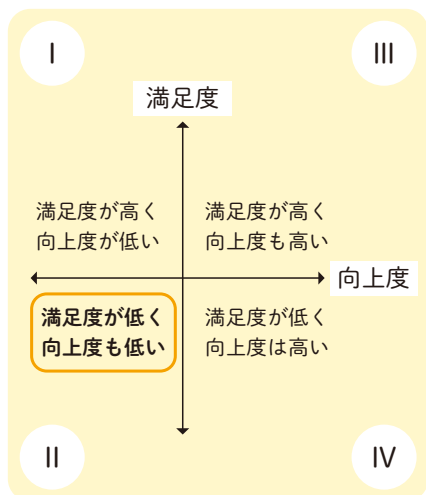
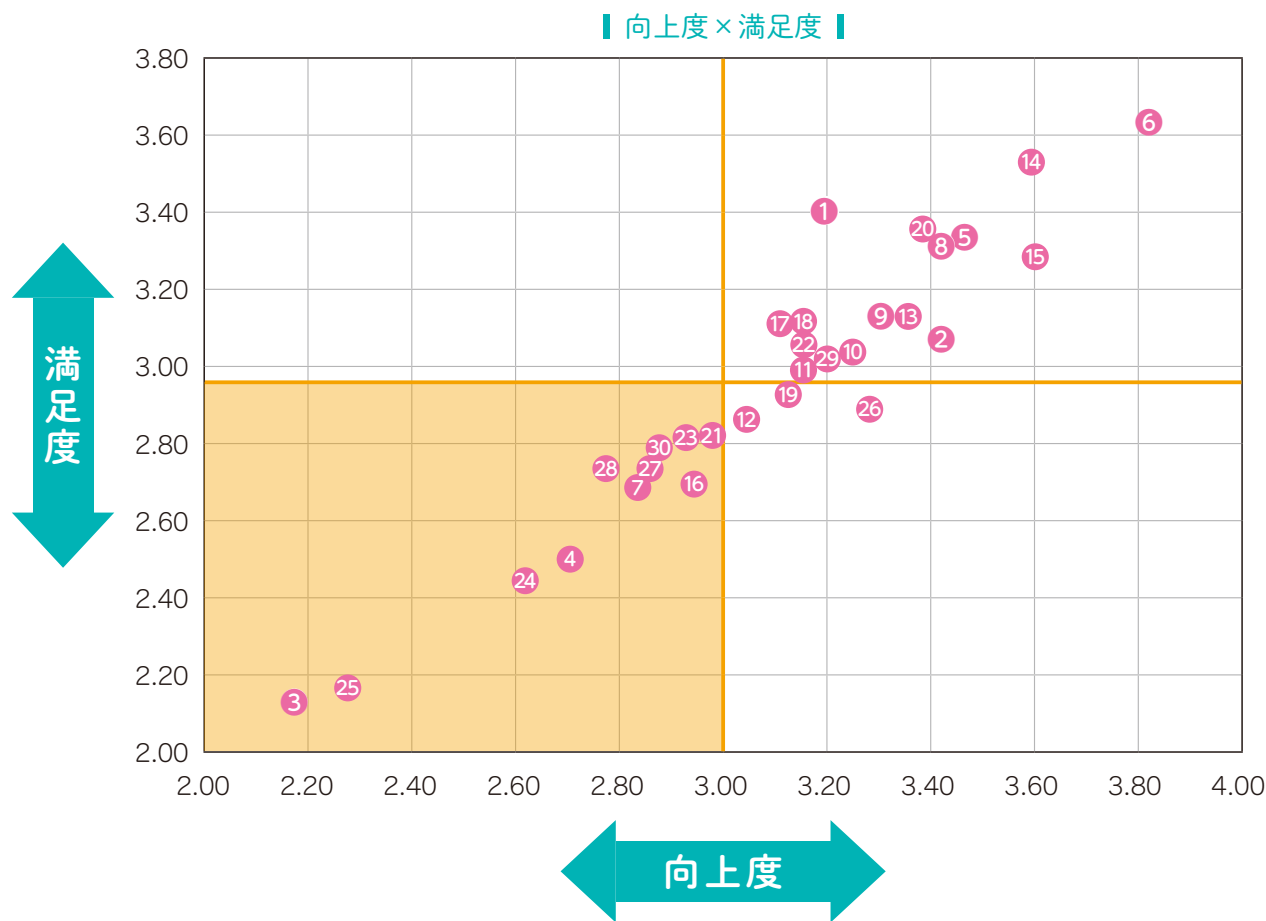
- 「できれば、これからもずっと三好市に住み続けたい」と「一時的に三好市外に転居したとしても、将来的には三好市に戻りたい」を合わせた『住み続けたい』が約7割となっています。
- 年代が高い人ほど定住意向も高くなっています。
- 18～29歳では「わからない」の割合が他の年代と比較して高くなっています。これから様々な※ライフイベントが控えていることが要因と考えられます。



三好市のまちづくりへの評価について

住民が最も重要と考える取り組みは、働く場や医療の充実

市民のまちづくりへの評価を点数化し、向上度と満足度の関係を分析すると、向上度も満足度も低く、取り組みの方向性の見直しが必要と考えられる施策は、30施策中11施策となっています。



施 策	
① 自然環境・景観の保全	⑩ 高齢者福祉の充実
② 道路の整備	⑪ 障害者（児）福祉の充実
③ 公共交通網の整備	⑫ 子育て支援の充実
④ 良好な住環境の整備	⑬ 防災対策の充実
⑤ 上水道・生活排水処理施設等の整備	⑭ 防犯・交通安全対策の充実
⑥ 情報通信基盤の整備	⑮ 循環型社会の形成
⑦ 地域医療体制の充実	⑯ 自然エネルギーの活用
⑧ 健康増進対策の推進	⑰ 学校教育の充実
⑨ 地域福祉の充実	⑱ 生涯学習の充実
⑩ 高齢者福祉の充実	⑲ 生涯学習の充実
⑪ 障害者（児）福祉の充実	⑳ 文化の振興
⑫ 子育て支援の充実	㉑ スポーツ・レクリエーションの振興
⑬ 防災対策の充実	㉒ 人権教育・男女共同参画社会の形成
⑭ 防犯・交通安全対策の充実	㉓ 農林業の振興
⑮ 循環型社会の形成	㉔ 商工業の振興
⑯ 自然エネルギーの活用	㉕ 雇用の充実
⑰ 学校教育の充実	㉖ 観光の振興
⑱ 生涯学習の充実	㉗ 参画・協働の推進
⑲ 生涯学習の充実	㉘ 青年の社会参画の推進
⑳ 文化の振興	㉙ 国際化社会の形成
㉑ スポーツ・レクリエーションの振興	㉚ 行財政運営の推進
㉒ 人権教育・男女共同参画社会の形成	
㉓ 農林業の振興	
㉔ 商工業の振興	
㉕ 雇用の充実	
㉖ 観光の振興	
㉗ 参画・協働の推進	
㉘ 青年の社会参画の推進	
㉙ 国際化社会の形成	
㉚ 行財政運営の推進	

第2編

後期基本計画

基本理念

自然が生き生き、人が輝く交流の郷
あふれる笑顔と未来のために
三好市

基本施策

施策

1

定住と交流を育むまち

- ① 自然環境・景観の保全
- ② 道路の整備
- ③ 公共交通網の整備
- ④ 良好な住環境の整備
- ⑤ 上水道・生活排水処理施設等の整備
- ⑥ 情報通信基盤の整備

2

豊かで生き生き、
安心・安全なまち

- ⑦ 地域医療体制の充実
- ⑧ 健康増進対策の推進
- ⑨ 地域福祉の充実
- ⑩ 高齢者福祉の充実
- ⑪ 障害者（児）福祉の充実
- ⑫ 子育て支援の充実
- ⑬ 防災対策の充実
- ⑭ 防犯・交通安全対策の充実
- ⑮ 循環型社会の形成
- ⑯ 自然エネルギーの活用

3

域性を活かし
魅力ある煌めくまち

- ⑰ 学校教育の充実
- ⑱ 青少年の健全育成
- ⑲ 生涯学習の充実
- ⑳ 文化の振興
- ㉑ スポーツ・レクリエーションの振興
- ㉒ 人権教育・男女共同参画社会の形成
- ㉓ 農林業の振興
- ㉔ 商工業の振興
- ㉕ 雇用の充実
- ㉖ 観光の振興

4

住民参画を
基本とした協働のまち

- ㉗ 参画・協働の推進
- ㉘ 青年の社会参画の推進
- ㉙ 国際化社会の形成
- ㉚ 行財政運営の推進

後期基本計画におけるSDGsの位置づけ

SDGsの推進

「SDGs (エスディーゼーズ)」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称であり、2015 (平成 27) 年9月に国連で開かれたサミットの中で採択された国際社会共通の目標です。2030 (令和 12) 年を達成期限とした17の目標と、これを達成するための169のターゲットを掲げ、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し国際社会全体が取り組んでいます。持続可能で自立したまちづくりの推進にあたっては、SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化を図っていくことが求められています。



後期基本計画におけるSDGsの位置づけ

国は、2016 (平成 28) 年12月に策定した「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」の中で、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。本市も、持続可能で自立したまちづくりに向けて、後期基本計画の各施策分野にSDGsの目指す17の目標を関連付けて各施策に反映させ、総合計画とSDGsを一体的に推進していくこととしています。

まちの基本理念
 自然が生き生き、人が輝く交流の郷 三好市
 ～あふれる笑顔と未来のために～



実現のための各具体的施策の推進
 後期基本計画
 4つの基本施策・30の施策



SDGs と自治体行政の関係

1 貧困をなくそう



【貧困】

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにあります。各自治体においてすべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。

2 飢餓をゼロに



【飢餓】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。

3 すべての人に健康と福祉を



【保健】

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。

4 質の高い教育をみんなに



【教育】

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。

5 ジェンダー平等を実現しよう



【ジェンダー】

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児の^{*}エンパワーメントを行う

自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムに^{*}ジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。

6 安全な水とトイレを世界中に



【水・衛生】

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。

7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに



【エネルギー】

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出したりする等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。

8 働きがいも経済成長も



【経済成長と雇用】

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



【インフラ、産業化、イノベーション】

強靱（^{*}レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に地元企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等をなくそう



【不平等】

国内及び国家間の不平等を是正する

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられるまちづくりを



【持続可能な都市】

包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。

12 つくる責任
つかう責任

【持続可能な消費と生産】

持続可能な消費生産形態を確保する

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには住民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、住民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。

13 気候変動に
具体的な対策を

【気候変動】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさを
守ろう

【海洋資源】

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさも
守ろう

【陸上資源】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正を
すべての人に

【平和】

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの住民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

17 パートナーシップで
目標を達成しよう

【実施手段】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、*グローバル・パートナーシップを活性化させる

自治体は公的/民間セクター、住民、NGO/NPOなど多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

※上記資料は次の資料を参考に作成。

1. UCLG (United Cities and Local Governments) (「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)一導入のためのガイドライン(2018年3月版(第2版))」(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集))
2. 外務省パンフレット「持続可能な開発目標(SDGs)と日本の取組」

各施策とSDGs17のゴール 対照表



基本施策1 定住と交流を育むまち

1

- ① 自然環境・景観の保全
- ② 道路の整備
- ③ 公共交通網の整備
- ④ 良好な住環境の整備
- ⑤ 上水道・生活排水処理施設等の整備
- ⑥ 情報通信基盤の整備

				●		

基本施策2 豊かで生き生き、安心・安全なまち

2

- ⑦ 地域医療体制の充実
- ⑧ 健康増進対策の推進
- ⑨ 地域福祉の充実
- ⑩ 高齢者福祉の充実
- ⑪ 障害者（児）福祉の充実
- ⑫ 子育て支援の充実
- ⑬ 防災対策の充実
- ⑭ 防犯・交通安全対策の充実
- ⑮ 循環型社会の形成
- ⑯ 自然エネルギーの活用

		●	●			
			●			
			●			
			●			
●			●			
●			●	●		
			●			
			●			

基本施策3 地域性を活かし魅力ある煌めくまち

3

- ⑰ 学校教育の充実
- ⑱ 青少年の健全育成
- ⑲ 生涯学習の充実
- ⑳ 文化の振興
- ㉑ スポーツ・レクリエーションの振興
- ㉒ 人権教育・男女共同参画社会の形成
- ㉓ 農林業の振興
- ㉔ 商工業の振興
- ㉕ 雇用の充実
- ㉖ 観光の振興

●				●		
				●		
				●		
			●			
						●
	●					

基本施策4 住民参画を基本とした協働のまち

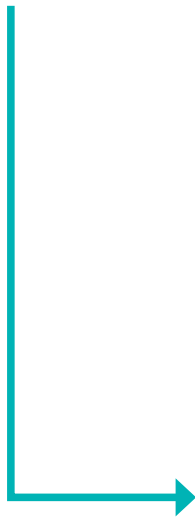
4

- ㉗ 参画・協働の推進
- ㉘ 青年の社会参画の推進
- ㉙ 国際化社会の形成
- ㉚ 行財政運営の推進

		●				
				●		

基本計画の見方

- ① 施策及び指標に紐づいた SDGs のゴールを掲載。
- ② 施策の目標を掲載。
- ③ 現状と課題を掲載。
- ④ ※で示す用語解説については、第3編資料編に掲載。
- ⑤ 施策の方針を掲載。
- ⑥ 具体的施策と内容の掲載。(個別計画や事業の方針となるもの)
- ⑦ 関係性を明確にするため、施策に関連する個別計画を掲載。
- ⑧ 施策の定量的な評価を行うための指標の掲載。



基本施策
1

定住と交流を育むまち

1 自然環境・景観の保全

1

② 目標 美しく豊かな自然を可能な限り保全し、持続可能な形でそれらを活用することで後世に継承していくよう自然環境保護意識の高揚を図ります。

③ 現状と課題

本市は、南は剣山国定公園の山々、北は四国山地に囲まれ、その山あいを大河吉野川が流れ、すばらしい自然環境に恵まれた水と緑が豊かな地域です。このような豊かな自然環境は、水源の涵養、大気の浄化など重要な役割を果たすとともに、豊かな自然が織りなす四季折々の独特な風景は、日本でも屈指の美しい景観を形成しています。

特に、日本の原風景を醸し出す豊かな自然環境や景観は、本市総体のブランド力の基盤と位置づけられています。

近年は、*ジオパーク事業を通して、大地との関連性から地域資源を守り、伝え、郷土愛を育む活動に取り組むとともに、観光・歴史・文化・自然保護において様々な活動が進められています。美しい自然や歴史に育まれてきた景観は、国内外から訪れる多くの観光客を魅了し続けており、本市を支える最も大きな資産の一つとなっています。

●本市の貴重な資源である美しく豊かな自然を可能な限り保全するため、学校教育や社会教育を通じて、自然環境保護意識の高揚を図ることが必要です。

⑤ 方針

市民・行政・団体などが一体となって、自然環境や景観の保全を行い、持続可能な形での活用に取り組みます。

⑥ 具体的施策

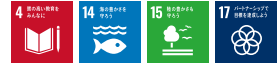
項目	内容
1 啓発・保護活動の推進	■ 自然に親しむ運動、自然観察会、森林浴ウォーキングなどで自然に親しみ、理解を深め、自然から学ぶことができる環境づくりに努めていきます。
2 自然の保全や景観に配慮した開発	■ 自然環境の保全と景観に配慮しつつ、観光産業などへの活用や開発を図っていきます。

⑦ 関連個別計画

<ul style="list-style-type: none"> ・三好市国土利用計画 ・三好市景観計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・三好市都市計画マスタープラン ・基本計画書・実行計画書(三好ジオパーク構想)
--	--

⑧ 施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
ジオパークに関するガイド育成講座受講者数	人	30	35	40	40	40	40
ジオパーク出前授業受講者数	人	350	380	410	440	470	500



目標

美しく豊かな自然を可能な限り保全し、持続可能な形でそれらを活用することで後世に継承していくよう自然環境保護意識の高揚を図ります。

現状と課題

本市は、南は剣山国定公園の山々、北は四国山地に囲まれ、その山あいを大河吉野川が流れ、すばらしい自然環境に恵まれた水と緑が豊かな地域です。このような豊かな自然環境は、水源の^{*}涵養、大気の浄化など重要な役割を果たすとともに、豊かな自然が織りなす四季折々の独特な風景は、日本でも屈指の美しい景観を形成しています。

特に、日本の原風景を醸し出す豊かな自然環境や景観は、本市総体のブランド力の基盤と位置づけられています。

近年は、^{*}ジオパーク事業を通して、大地との関連性から地域資源を守り、伝え、郷土愛を育む活動に取り組むとともに、観光・歴史・文化・自然保護において様々な活動が進められています。

美しい自然や歴史に育まれてきた景観は、国内外から訪れる多くの観光客を魅了し続けており、本市を支える最も大きな資産の一つとなっています。

- 本市の貴重な資源である美しく豊かな自然を可能な限り保全するため、学校教育や社会教育を通じて、自然環境保護意識の高揚を図ることが必要です。
- 関係機関や団体との連携のもと、森林や河川の適正な管理に努めるとともに、貴重な動植物の保護にも努めていくことが必要です。
- 先人が培ってきた本市の良好な景観を保全し、後世に引き継いでいくため、三好市景観条例・三好市景観計画により建築行為などに一定の規制を設け、良好な景観の維持に努め、特に、歴史的に重要な景観を有する地域については「^{*}景観形成重点地区」として指定することが必要です。

方針

市民・行政・団体などが一体となって、自然環境や景観の保全を行い、持続可能な形での活用に取り組めます。

具体的施策

項目	内容
1 啓発・保護活動の推進	■ 自然に親しむ運動、自然観察会、森林浴ウォーキングなどで自然に親しみ、理解を深め、自然から学ぶことができる環境づくりに努めていきます。
2 自然の保全や景観に配慮した開発	■ 自然環境の保全と景観に配慮しつつ、観光産業などへの活用や開発を図っていきます。
3 自然環境や景観を保全する担い手の確保	■ 自然環境や景観を地域資源として認識し、魅力を伝えることのできる人材の育成を図っていきます。

4 住民との協働による景観づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 景観の維持・形成のためには住民や団体などとの協働による取り組みが極めて重要であり、景観意識の啓発や知識の向上を図っていきます。
5 景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 先人が培ってきた本市の良好な景観を保全し、後世に引き継いでいくため、三好市景観条例・三好市景観計画により建築行為などに一定の規制を設けるとともに、良好な景観の形成が住む人・訪れる人双方にとって重要なものであるという意識を醸成します。 ■ 歴史的に重要な景観を有する地域について景観形成重点地区として指定し、その保全に努めます。
6 ジオパーク事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大地・生態系を持続可能な形で活用し続けるために、自然環境の保全と景観に配慮するとともに、資源を保護し、その大切さを伝えていける人づくりを進めていきます。 ■ 自然環境や景観を地域資源として認識し、歴史や文化が育まれた過程をストーリー化することで、持続可能な形で観光産業などへ付加価値をつけた活用を図ります。 ■ 大地や生態系や歴史文化の関係性を知ることで郷土愛の醸成を図り、また大地との関係性を知ることで防災・減災教育につなげていきます。 ■ 三好ジオパーク構想推進協議会での活動を推進し、参画団体や地域住民と協同で取り組みを進めます。
7 水資源の保全	<ul style="list-style-type: none"> ■ 河川などの水質保全などに取り組みます。
8 三好市総体のブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自然環境や景観の保全、歴史や文化の継承を進めるとともに、各種産業との連携により活用・展開することで、三好市総体のブランド化を推進していきます。

関連個別計画

- ・三好市国土利用計画
- ・三好市都市計画マスタープラン
- ・三好市景観計画
- ・基本計画書・実行計画書（三好ジオパーク構想）

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
ジオパークに関するガイド育成講座受講者数	人	30	35	40	40	40	40
ジオパーク出前授業受講者数	人	350	380	410	440	470	500



目標

「三好市まるごと観光」のさらなる発展に向け、広域的なアクセス道路の整備を促進し、利便性や安全性を考慮した生活道路網の整備を進めていきます。

現状と課題

本市における道路形態は、徳島自動車道、国道32号、192号、319号、438号、439号、主要地方道鳴門池田線、一般県道とこれと接続する一般市道及び農林道により形成されています。市道及び農林道については、一般国道32号猪ノ鼻道路の開通や改良工事の推進などにより、住民の生活圏の拡大、生産活動あるいは、地域間交流に大きな役割を果たしています。

しかし、地域別にみると広大な面積の中、整備が十分とはいえない部分もあります。また、国道、県道においても整備が十分とはいえない状況にあります。

- 主要地方道、一般県道は幅員が狭く小さいカーブが多い上、安全施設も十分とはいえないのが現状です。市道や農林道については、行政区域が広範である上に、急峻な地形上の制約などから、その整備も不十分となっています。こうした中、今後においても地域の実態を考慮しつつ、計画的な整備を行うことが必要です。
- 本市が四国のほぼ中央部に位置し、四国の交通ネットワークの要衝地にあることや、県西部における交流拠点都市としての機能を果たしていくためにも、徳島自動車道の4車線化の実現が求められています。このため、国・県道の整備拡充を強く要望していくとともに、市道、農林道の安全対策を中心とした整備などを含めた、総合的な道路交通体系の確立が重要となります。

方針

県西部の中心都市として、また、安全性・快適性の向上や防災対策を見据えて、高速道路や幹線道路から生活関連道路まで、市内道路網の整備を計画的に進めます。

具体的施策

項目	内容
1 地域幹線道路の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 広域的、経済的進展を図るため、高速交通網に対応した国道、県道の整備充実を関係機関に強く要望するとともに、地域間交流のための幹線道路網の整備を促進していきます。 ■ 主要幹線道路については、中心市街地と山間部を結ぶアクセス道路や近隣の地域間を結ぶ道路整備の強化に努めます。 ■ 大歩危トンネルの早期完成を強く要望していきます。異常気象時における事前通行規制区間が緩和され、安全で円滑な交通が図れるとともに、*3次救急医療機関である「県立三好病院」へのアクセスが確保されます。

2 生活道路の整備推進

- 市道については、幹線道路と効果的に結びつく道路整備を図り、経済活動や利便性を向上させます。
- 観光拠点へのアクセス道の整備に努めるとともに、老朽化が進むトンネルや橋りょうなどのインフラ整備についても、修繕を計画的に実施し、効果的な維持管理に努めます。
- 道路パトロールを充実することで、迅速かつ効率的な維持管理に努めます。
- 生活関連道路については、交通安全、災害対策及び景観・環境などに配慮した整備を計画的に進めます。
- 規模の小さい道路改良や舗装・修繕などについては、市民の要望に対応するため、緊急性、経済性などを考慮しながら積極的な整備を推進します。
- 道路・橋りょうの健全度を把握し、必要な補修・修繕を実施することで安全かつ安心して通行できるように努めます。

3 農林道路網の整備

- 地域産業の振興に必要な農道・林道については、計画的な整備に努めます。

関連個別計画

・三好市交通インフラ長寿命化修繕計画

・三好市都市計画マスタープラン

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
市道改良整備距離	m	3,828	5,747	11,281	14,874	18,104	21,334



目標

公共交通の体系的な整備のため、地域の住民の意見や要望を十分考慮し、利便性や快適性に配慮した適切な運行、旅客サービスの向上を図ります。

現状と課題

本市における公共交通機関としては、鉄道や高速バスが広く利用されており、鉄道ではJR阿波池田駅を重要な乗換駅として土讃線と徳島線があり、井川町にJR佃駅、辻駅、池田町にJR阿波池田駅、箸蔵駅、坪尻駅、三縄駅、山城町にJR祖谷口駅、阿波川口駅、小歩危駅、西祖谷山村にJR大歩危駅があります。

高速バスは、井川、池田を発着点として、大阪・神戸方面にアクセスしています。

路線バスは、阿波池田バスターミナルなどから運行され、公共交通のない地区については、市営バス（スクールバス含む）の運行により、主に通院、通学、買い物など、高齢者、学生、子どもなどの交通手段となっています。

- 人口減少や近年の自家用車の利用増加により、鉄道やバスの利用者は、年々減少傾向にあるとともに、全国的に乗務員不足によるバス路線の縮小が進みつつあります。本市においても、民間路線バス事業者の乗務員不足は深刻化しており、乗務員不足の抜本的な解消が見込めない状況を踏まえると、代替交通も含めた検討が喫緊の課題となっています。
- 鉄道やバスは高齢者、学生、子どもなど他の交通手段を持たない人々にとっては、日常生活や通院、通学、買い物などに欠かせない交通手段として重要な役割を果たしており、今後もその必要性は高いものと考えられることから、公共交通機関としての維持に努めていくことが必要です。

方針

タクシーを含む公共交通網の再編を実施しながら、利便性や快適性に配慮した運行、旅客サービス向上を目指し、地域住民に欠かせない交通手段の確保に努めます。

具体的施策

項目	内容
1 公共交通網の再編	<ul style="list-style-type: none"> ■人口減少や高齢者の運転免許保有率の上昇など公共交通利用者層の減少を見据えながら、住民の移動ニーズを踏まえ、需給バランスの取れた効果的かつ効率的な運行に向け、鉄道・バス・タクシーなど、あらゆる交通手段を総動員した地域公共交通網の再編を実施していきます。

関連個別計画

・三好市地域公共交通計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
*公共交通カバー率	%	58.0	64.1	66.6	78.2	80.5	85.1



目標

人口減少の抑制、また、生涯活躍できるまちづくりを進めるために、居住環境の整備などを進めるとともに、住民のニーズに適合した住宅などの整備、公営住宅の計画的な維持管理に努めます。

現状と課題

本市は、これまで若者定住事業による宅地供給や*UJIターンを希望する都市住民の受け入れに取り組んできましたが、定住人口の増加はまだ限られており、人口の減少傾向は続いています。

現在、新たな定住と交流を促進する施策の一つとして、市外への人口流出を抑制し、UJIターン希望者の受け入れ対策のために、移住促進を図る拠点組織である「移住交流支援センター」や「地域交流拠点施設」を設置しています。今後も、市ホームページを通じて、生活環境や*空き家情報、仕事情報などを発信するとともに、NPO法人や地域団体などの協力も得ながら様々な移住に対する相談に対応していくことが必要です。その他、空き家の流通活発化により、移住者のスムーズな受け入れが求められる一方、老朽危険空き家の除却の問題も、深刻な課題として認識されています。

また、市の中心部には、都市計画区域が設定されており、都市的環境の整備を図りつつ、住民の生活環境の整備に努めています。快適な居住環境包まれた良好な住宅および災害に強い住宅は、健康で文化的な生活のために欠かすことのできないものです。

上水道は、拡張事業等により、水道未普及地域の解消に取り組むなど、生活環境の整備に努めています。

本市では1,115戸の市営住宅を管理し、整備された公営住宅については、1,023戸（2022（令和4）年4月1日現在）の供給を行っています。今後は応募状況や社会・経済情勢等を考慮した上で、安心・安全度の高い住宅供給の継続が求められます。

市内の各地域において、日常生活における安全性と快適性を確保するため、地域の特性を活かした公園や緑地帯を整備しています。公園緑地は、市民の憩いと癒しの場やレクリエーションの場としてだけでなく、指定緊急避難場所として防災面の機能も果たしています。

- 老朽化が進行している市営住宅については、効率的・効果的な事業計画に基づく改善・維持修繕により、住宅の長寿命化を図ることが必要です。
- 恵まれた自然環境を保全しながら、地域の特性を活かした個性ある公園の整備や維持管理が必要で
- 公園の整備にあたっては、住民参加が必要であり、そのシステムづくりが必要です。

方針

定住促進のための住宅や災害時に安全で高齢者や障害者などに優しい住宅づくりを促進し、空き家情報の実態やニーズを早期に把握します。

具体的施策

項目	内容
1 住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「移住交流支援センター」に情報を集約し、魅力的で具体的な情報提供、相談を実施できる体制の充実に努めます。 ■ 空き家などの遊休施設を再生活用できるよう実施体制を整備し、所有者と利用者のマッチングを図ります。 ■ 木造住宅の耐震診断事業を実施し、耐震改修を推進します。 ■ 地域の実情に合わせた整備方法で飲料水の給水区域の拡張を図り、住環境の整備の基盤づくりを推進します。
2 市営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における*住宅セーフティネット整備のあり方を踏まえつつ、中長期的な需要見通しを踏まえ、市営住宅の継続的な維持管理や建替事業、用途廃止などの管理方法を検討します。
3 緑の環境促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活における安全性と快適性を確保するため、住民のニーズや地域の特性を活かした公園や緑地帯の整備を推進し、自然と花がいっぱいの美しい居住環境の整備を図ります。 ■ 指定緊急避難場所として防災面の機能も果たす公園の維持管理に努めます。

関連個別計画

・三好市公営住宅等長寿命化計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
空き家バンク物件マッチング 件数（累計）	件	7	14	21	28	35	42



目標

水資源の確保や上水道施設の整備を行い、安心・安全な水道水を供給することで、水道事業の健全な運営に努めます。

*公共水域の水質保全と快適な生活環境確保のため、生活排水処理施設の維持・整備を計画的に推進します。

現状と課題

【上水道】

本市の上水道は、旧池田町で1908（明治41）年3月に四国で初めて創設され、これまで12期にわたり拡張・改良工事を行ってきました。水道規模は、2022（令和4）年3月末現在、行政区域内人口23,927人に対し、給水人口20,069人となっています。

また、山間地域における飲料水は、谷水や湧水を利用している地域もあり、濁水や台風などの出水時には濁水となり、清浄で安定した生活用水の確保に苦慮しています。地域間で水道普及率に格差があり、一部で施設の老朽化が進んでいます。

- 水道施設の適正な維持管理が求められると同時に、計画的に未普及地域の解消に取り組むことが必要です。
- 自然災害などの緊急時における非常用飲料水の供給が必要となります。
- 上水道事業は、*ライフラインとして安定的な供給を確保するため、老朽化した送配水管の布設替を行い、*有収率と耐震性を向上させることが必要です。

【生活排水処理】

本市は、四国三郎吉野川、支流の祖谷川、銅山川をはじめ多くの河川、溪流に恵まれています。日常生活で意識することなく流している生活排水が、川や海の水質汚濁の大きな原因といわれています。

広大な行政面積を有する中で、急激な人口減少が予想されていますが、公共下水道のような集合処理では、処理施設の維持管理に莫大な財政負担が必要なことから、2015（平成27）年度より、市全域で「浄化槽市町村整備推進事業」による公共浄化槽（市町村設置型合併浄化槽）の整備をするとともに、池田町の1地区において農業集落排水施設の整備を継続し、適正な生活排水処理を行っています。

- 今後も引き続き、公共浄化槽及び農業集落排水施設により、生活排水を適正に処理していくことが必要です。

方針

水道未普及地域の解消を計画的に進め、水道施設を適切に維持管理し安全で良質な水の安定的な供給に努めるとともに、健全な運営を行います。

快適な生活環境を確保するため、生活排水処理を計画的に進めます。

具体的施策

項目	内容
1 水資源の安定確保	<ul style="list-style-type: none">■ 水源の安定確保を図るため、取水地の計画的な確保や改修を推進し、取水能力の維持・充実を図ります。■ 水の有効利用を促進していくため、水資源の有限性の啓発に努めます。
2 水道未普及地域の解消	<ul style="list-style-type: none">■ 水道未普及地域の解消を図るため、上水道、簡易水道、飲料水供給施設など、地域の実情に応じた整備方法で事業の進捗を図ります。
3 水の安定供給	<ul style="list-style-type: none">■ ライフラインとして安心・安全な水の安定供給に努め、計画的に老朽化した送配水管の布設替工事を実施し、有収率の向上を図ります。■ 市民が安心して暮らすことができるよう、地震など災害に強いライフラインの整備や災害時の早期復旧体制の確立などに努めます。■ 渇水時における飲料水の確保が迅速に対応できるように努めます。
4 水道事業の健全化	<ul style="list-style-type: none">■ 「三好市水道事業経営戦略」により、経営基盤の安定化を図ります。■ 建設改良事業については、「三好市水道事業耐震化計画」に基づき、老朽化度合いにより優先順位を精査し、具体的な耐震化事業実施計画を策定し、施設・設備、管路の更新を進めていきます。■ 施設・設備の廃止・統合、合理化により効率の良い運営を検討し、歳出を抑えて経営の効率化を図ります。■ 水道事業を安定かつ健全に運営していくため、適切な使用料の設定を行い、使用料の未収金の徴収に努めます。■ 収納率の向上と事務の効率化を図るため、口座振替やコンビニ収納の推進を行います。
5 排水整備の計画的推進	<ul style="list-style-type: none">■ 民間を活用した効率的かつ効果的な*PFI方式の事業運営により、地域の快適な生活環境の確保と適正な生活排水処理を進めます。■ 公共浄化槽設置の促進を行い、生活排水処理人口普及率の向上を図ります。

6 施設管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ PFI方式による生活排水処理施設の点検整備など、適正な維持管理に努めます。 ■ 生活排水処理施設の点検整備など、適正な維持管理に努めます。
7 生活排水処理事業の健全化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「三好市農業集落排水事業経営戦略」、「三好市特定地域生活排水処理事業経営戦略」により、経営基盤を強化するとともに、経営の健全化を図ります。

関連個別計画

- ・三好市水道事業経営戦略
- ・三好市汚水処理基本構想
- ・三好市農業集落排水事業経営戦略
- ・三好市水道事業耐震化計画
- ・三好市生活排水処理基本計画
- ・三好市特定地域生活排水処理事業経営戦略

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
有収率	%	73.8	75.5	76.0	77.5	79.0	80.0
汚水処理率	%	62.5	65.8	67.5	69.3	71.3	72.8



目標

市内全域での情報通信基盤の利用促進を行い、より効果的な環境整備を進めていきます。

現状と課題

本市ではCATV事業によって、市全域で*ブロードバンド環境を整備しています。このことは、市民がCATVを利用することでインターネットに接続するなど、情報通信基盤の恩恵を受けられる環境であるといえます。

現在、インターネットに接続することは、SNSなどの個人の交流環境の構築のみならず、*テレワークや*クラウドコンピューティングサービスの利用など、経済活動には必須となっています。

このことから、インターネット接続環境が市全域で提供できることは、1ターンの促進や*サテライトオフィスの誘致に有益です。

しかし、現状として、民間のインターネット接続事業者の参入が期待できない山間部においては、三好市CATVの利用しか選択できず、競争による料金値下げなどは期待できない現状にあります。

- 三好市CATVの加入促進を図ると同時に、よりCATVを利用しやすい環境整備を進めていくことが必要です。
- 老朽化した機器を更新するなど、情報通信環境の維持に努めていくことが必要です。

方針

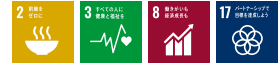
情報通信技術の利便性を享受できるよう、情報通信基盤の強化とその利活用を積極的に促進します。

具体的施策

項目	内容
1 情報通信基盤の利用促進	<p>【インターネットの利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域にインターネットの利用促進を行い、*交流人口と経済活動の増加を促進します。 <p>【情報通信基盤の環境整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 誰もが、情報通信基盤の利便性を享受できるように、より利用しやすい環境を整備します。

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
三好市CATVにおけるインターネットサービス利用割合	%	39.4	40.5	41.0	41.3	41.6	42.0



目標

地域住民の健康を守るため、県立三好病院を中心として、市立三野病院・診療所など医療機関が連携しながら、医療体制の充実・強化に取り組んでいきます。

現状と課題

本市では、開業医の廃院や医師の高齢化、公共交通機関の利用が不便であるなど、地域医療を取り巻く環境は厳しいものとなっています。少子高齢化が進む中で、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の占める割合も高くなっており、交通の不便さなどから、特に山間部においては、早期の受診が困難な状況があります。医療機関が近くにないために受診が遅れ、病状が悪化・重症化していることも少なくなく、医療費が高騰する原因にもなっています。

救急医療については、現在、三好市医師会による在宅当番医制を*初期救急医療、市立三野病院を*2次救急医療、そして救命救急センター（県立三好病院）を3次救急医療とした救急医療体制が確保されています。また、一部地域では、県立三好病院までの搬送にかかる時間が1時間を超える場所が多くあります。このような背景の中、県立三好病院高層棟の改築に伴い、2014（平成26）年からはヘリポートが設置され、市内各地域にあるヘリポートからドクターヘリによる搬送が可能となっています。

- 一刻を争う救急時に対応して、広い地域からの搬送体制の整備や救命救急センター・小児救急医療体制の充実・強化などが必要です。
- 市立三野病院、県立三好病院の診療科目については、現状診療科目の確保を第一として、対応していくことが必要です。
- 地域の医療体制としては、予防と早期発見・早期治療のために、市として主体性を持った*包括的医療体制の充実が必要です。
- 在宅療養者に対する在宅療養支援体制の整備、救急医療あるいは病診連携といった医療体制を構築するための啓発を図っていくことが必要です。

方針

すべての市民が安心して医療を受けられる体制を整えるため、県立三好病院の機能の充実・強化を働きかけるとともに、市立三野病院や診療所などの充実・維持に努めます。

具体的施策

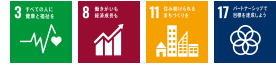
項目	内容
1 地域医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国・県および医師会など関係機関との連携強化を図り、全国的に不足している過疎・へき地勤務医師の確保に向けた取り組みを展開します。 ■ 県および関係機関との連携による地域中核病院としての県立三好病院の充実・強化を働きかけます。 ■ 県立三好病院での[*]周産期医療体制の確保について、要望を続けます。 ■ 市立三野病院の診療科目・救急医療体制・[*]リハビリテーションの充実に努めます。 ■ 三好市国民健康保険直営診療所の維持に努めます。
2 救急医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 休日夜間診療、小児救急医療などの充実に努めます。

関連個別計画

・第7次徳島県保健医療計画（医学生夏期地域医療研修）

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
医学生夏期地域医療研修参加人数	人	0	6	6	6	6	6
在宅当番医制実施体制（夜間・休日）	日	365	365	365	365	365	365
小児救急医療当番予定日数	日	365	365	365	365	365	365



目標

各世代に応じた健康診断の受診や食生活の改善、食育推進などに努め、「健幸づくり」の基本理念に基づき、健康寿命の延伸を図っていきます。

現状と課題

2008（平成20）年度から、「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、2015（平成27）年には、「糖尿病等患者・予備軍の25%減少」を実現することを目標にして、医療保険者に40歳～74歳の健診と保健指導が義務づけられ、これに取り組んでいます。糖尿病などの生活習慣病にかかる医療費の伸びを抑制することを目的とした制度でもあり、まずは、特定健診を受けることが必要ですが、本市では、特定健診の受診率が40%前後と、国が目標値として掲げる60%と乖離があります。

ライフスタイルや社会環境の変化の中で、妊娠・出産・育児に関する問題も多様化しており、子育て世代に対する支援のあり方も変化しています。このような状況のもと、妊娠・出産・育児期における切れ目のない支援等を行うことを目的として、令和3年3月より設置した「子育て世代包括支援センター」において、安心して子どもを産み育てるための総合的な支援を進めています。

また、保健センターや各支所の住民に身近なところでの保健活動を充実させ、健診受診率の向上や、住民自らが健康増進に取り組めるように支援する体制を確立し、推進していかなければなりません。さらに、「健幸づくり」の基本理念に基づいた「*健幸運動」を展開することで、市民の健康づくりへの意識を高め、若い世代から高齢者世代まで、*ライフステージに応じた健康づくりを推進していくことが大切です。

- 本市は、県内でも高齢化の進んだ地域であり、医療費や介護費も高額になっています。要介護の原因疾患として多い脳血管疾患、心疾患は生活習慣病を改善することで、予防可能な疾患であり、働きざかり世代や高齢者、どの世代の住民も住み慣れた地域で健康に自分らしく暮らしていくためには、若い頃からの生活習慣病による脳血管疾患や心疾患等を予防し、要介護状態にならないようにしていくことが必要です。

方針

生涯を通じた健康づくり、生活習慣病など発症予防と重症化予防、生活習慣の改善と健康改善を支える関係機関との幅広く連携した体制づくりにより、年代やライフスタイルに応じた健康づくりの推進や啓発に努めます。また、健診受診率の向上、健康増進に向け、市民が主体の健康づくり活動の支援に重点を置き、地域社会全体で健康づくりを推進する環境整備を図るため、効果的な対策を推進します。

具体的施策

項目	内容
1 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底	■ 食生活の改善や運動習慣の定着などによる*一次予防に重点を置き、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図ります。
2 生活習慣の改善	■ 長寿健康社会を実現するため、生涯を通じた生活習慣病予防に関する知識の普及や各種検（健）診の受診率向上を図るとともに、関係部署や医療機関、教育機関、住民団体、ボランティアなどと連携を図りながら各種事業、教室、相談などを通じて市民の健康づくりを推進します。

3 がん検診の受診機会の確保・保健事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ がん検診に対する啓発及び受診率向上を図るとともに、がんの早期発見、早期治療につなげるための要精密者受診率の向上に努め、がんによる死亡者の減少を図ります。
4 健康づくり支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「健幸づくり」の推進により、市民の健幸づくりへの意識を高め、健康寿命の延伸を図っていきます。 ■ 感染症予防に対する啓発を行い、その重症化予防として、予防接種の接種率の向上に努めます。
5 母子保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妊産婦、乳幼児等の状況を、相談や健診等事業を通して継続して把握するとともに、関係機関との連携により、切れ目のない支援を提供していきます。 ■ 乳幼児の健やかな成長と発達を促すため、引き続き、健診、相談事業などの充実と体制の確立を図ります。
6 食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「三好市食育推進計画」に基づき、乳児から高齢者までの全世代に応じた食育の推進に努めます。
7 心の健康づくり対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 心の健康づくり対策として、「三好市自殺対策計画」により、地域における自殺予防を推進するため、関係機関と連携し、誰もが自殺に追い込まれることのない三好市の実現を目指し、生きる支援を推進します。
8 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 後期高齢者のKDB（国保データベースシステム）の分析結果等により、庁内関係部署が連携し、生活習慣病重症化予防、介護予防の推進に一体的に取り組みます。 ■ *通いの場等での生活習慣病重症化予防、介護予防の推進、*フレイル予防を推進していきます。

関連個別計画

- ・第2次三好市健康増進計画
- ・第2期三好市保健事業実施計画（データヘルス計画）
- ・第2次食育推進計画
- ・三好市自殺対策計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
特定健診受診率	%	50.0	50.0	50.0	50.0	55.0	55.0
特定保健指導実施率	%	100	100	100	100	100	100
後期高齢者健康診査受診率	%	11.0	13.0	15.0	17.0	19.0	20.0



目標

地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、助け合いながら暮らす「*地域共生社会」の実現を目指します。

現状と課題

福祉が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会」の実現が求められています。

このような「地域共生社会」を実現していくためには、社会的孤立や社会的排除といった現実に生じ得る課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが大切です。

そのため、まちづくり基本条例の理念、原則を反映させ、地域住民が地域社会の構成員として、行政と協働しながら、ともに支え合い助け合う社会を実現するための仕組みを創造することを目指して、2023（令和5）年3月に「みなでやらんでか！計画～第4期三好市地域福祉計画～」を策定し、この計画に基づいて各種施策を体系的に実施することとしています。

さらに、市の地域福祉計画と協調して、2020（令和2）年3月に策定された、社会福祉協議会を中心に具体的な地域福祉活動の取り組み方針を示した「第3期三好市地域福祉活動計画」とも、互いに補完、補強し合いながら地域福祉を推進することとしています。

- 本市は、急激な少子高齢化や人口減少などが著しく、限界集落が年々増加していることから、大規模災害をはじめとした緊急時の対策などの新たな課題も生じており、多様化・複合化している住民ニーズや生活課題に対応することが必要です。
- 急激な少子高齢化や人口減少などの課題克服のためには、地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考えられます。地域力強化を考えるにあたっては、福祉の領域を越えた地域全体が直面する課題を、改めて直視することが必要です。

方針

福祉が支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、「地域共生社会」づくりを進めます。

具体的施策

項目	内容
1 住民意識の醸成	<p>【教育現場における福祉教育の推進】</p> <p>■ 学校・園、また地域において、高齢者や障害のある人、乳幼児などと交流する機会の増加を図るとともに、ボランティアなどの体験を通じて、子どもたちに福祉の意識が育まれるよう、福祉教育を推進します。</p> <p>【ボランティア講座の推進】</p> <p>■ 社会福祉協議会やボランティアセンターと連携し、年齢や目的に応じた多様なボランティア講座の開催を検討するとともに、多くの市民に参加してもらえよう、講座情報の周知を図ります。</p>

1 住民意識の醸成

【みなでやらんでか！計画～第4期三好市地域福祉計画～の周知・啓発の推進】

- 市民にわかりやすい概要版を作成するとともに、市広報紙や市ホームページに内容を掲載するなど、その理念と重要性の周知を図ります。

【地域福祉に関する情報提供の推進】

- 地域の現状や様々な取り組み、また、地域福祉活動組織の活動状況や活動内容を広く周知するとともに、活動への幅広い理解が得られるよう、市広報紙や市ホームページ、CATVなどを活用し、情報発信を推進します。

2 地域福祉活性化のための体制の充実

【多様な媒体を活用した情報提供の推進】

- 住んでいる地域や環境、年齢、障害の有無によって得られる情報に差が出ないように、多様な媒体による地域福祉に関する情報提供を推進します。

【わかりやすい情報の作成と提供の推進】

- 地域や福祉に関する情報を提供する際、平易な言葉の使用に努めるとともに、文字を大きくする、レイアウトを工夫するなど、情報の受け手側に立った、わかりやすい情報提供を推進します。

【情報のバリアフリー化の推進】

- 視覚障害、聴覚障害のある人などが、情報の入手に困難を感じないように、点訳・音訳などの取り組みの充実を図り、障害などの特性に合わせた情報のバリアフリー化を推進します。

【民生委員・児童委員との連携の強化】

- 住民の抱える地域課題をいち早く発見し、その解決につなげるため、市民の一番身近な相談先である民生委員・児童委員の活動を広く周知するとともに、連携の強化を図ります。

【専門機関との連携強化】

- 多様化・複雑化する市民からの相談に対応するため、専門機関と密に連携することで、相談内容の専門的な対応を行うとともに、適切な支援へと円滑につなげます。

【地域活動のリーダー育成の推進】

- 地域の活性化を図るため、住民の支え合いによる活動を牽引するリーダーの育成を社会福祉協議会との連携により推進するとともに、その活動を支援します。

2 地域福祉活性化のための体制の充実

【補助事業などによる支援の充実】

■ 国や県、民間企業などにおける補助事業や研究事業などの情報収集・情報提供を行い、住民自治組織やボランティア、当事者団体などの地域福祉活動組織に対し、人材育成や運営面での支援に努めます。

3 安心・安全な生活を守る取り組みの推進

【*避難行動要支援者台帳の整備と地域福祉活動組織との連携】

■ 台帳更新など整備を継続して実施するとともに、個人情報に配慮しながら、要支援者情報を地域福祉活動組織と共有し、迅速かつ安全な避難が行えるようなネットワーク構築と支援体制づくりを推進します。また、避難生活に支援が必要な人の把握に努め、避難生活時の支援が行きわたる体制づくりを推進します。

【福祉避難所の整備】

■ 災害発生時に、特別な支援を必要とする高齢者や障害のある人などの二次避難所となる福祉避難所の整備を推進します。

【支援が必要な人に情報を届ける仕組みづくり】

■ 市広報紙や市ホームページのほか、チラシやポスターなど様々な媒体を活用して福祉に関する制度やサービス、申請方法などの情報を広く周知するとともに、民生委員・児童委員などと連携を図り、支援が必要な人に情報が届く仕組みづくりを推進します。

【潜在的な要支援者の早期発見】

■ 生活困窮者やひきこもり状態にある人など、地域の中で潜在的な要支援者を早期に発見し、適切な支援へとつなぐため、民生委員・児童委員などとの連携を強化します。

【生活困窮者の自立支援】

■ 生活保護に至る前の*セーフティネットである生活困窮者自立支援事業を推進し、困窮世帯の就労支援など自立を支援します。

【ひきこもり対策の充実】

■ 三好市ひきこもり相談支援事業などを推進するとともに、ひきこもり状態にある人の世帯からの相談から適切な支援まで関係機関との連携で取り組めるよう、相談支援体制の構築を図ります。

【高齢者等の見守り体制の充実】

■ 地域の防犯力向上及び交通安全対策として、住民自治組織やボランティアなどと連携し、高齢者や障害のある人、子どもなどの見守り体制の充実に努めます。

4 協働のためのネットワークの充実

【各協議会との連携の推進】

■ 三好市ボランティア連絡協議会や各地区の住民福祉協議会、みよし地域福祉事業所連絡協議会などとの連携を強化し、協働による取り組みを推進するとともに、協議会同士が連携を図るための協議の場を設置することを検討します。

【社会福祉協議会への支援の強化】

■ 社会福祉協議会の独自の取り組みについて、関係部署などを含めて情報共有を図るとともに、その活動を支援します。

【民生委員・児童委員への支援の強化】

■ 民生委員・児童委員の活動に必要な情報を提供するとともに、研修などを開催し、相談対応力の向上などを支援するとともに、必要に応じて活動への補助を検討します。

【民生委員・児童委員との協働の推進】

■ 民生委員・児童委員がキャッチした地域課題や支援を要する人などに迅速に対応できるよう、民生委員・児童委員との連携強化を図るとともに、協働による取り組みを推進します。

関連個別計画

- ・みなでやらんでか！計画～第4期三好市地域福祉計画～
- ・第3期三好市地域福祉活動計画

施策の達成度を測るための指標

指 標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
「ボランティア活動に参加している」と回答する割合（地域福祉計画策定時のアンケート調査）	%	32.6	—————→				60.0



目標

高齢者が住み慣れた地域で、安心して健康な生活を営むことができるよう、地域包括支援センターなどと連携し、*地域包括ケアシステムの仕組みづくりを促進します。

現状と課題

本市においては、核家族化による高齢者単身世帯・高齢者世帯などが増加しており、家族間のきずなが希薄になりがちなため、軽度の支援を必要とする高齢者への生活支援や高齢者の介護予防が求められ、社会参加・社会的役割を持つことによる通いの場や担い手の育成などが急務となっています。

2022（令和4）年の10月末現在、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が既に46%を超え、全国より高齢化が進んでおり、社会活動への参加を支援するなど環境の整備を図り、「健幸長寿」なまちづくりに努める必要があります。

- 高齢者が健康で生きがいを持って暮らし、できるだけ要介護状態にならないための「介護予防」や、住み慣れた地域で自立した生活を確保するため、*地域包括支援センターとの連携による、「生活支援」に重点を置き、保健・医療・介護・介護予防・生活支援などのサービスが継続的・一体的に受けられる地域包括ケアシステムを構築することが重要です。
- 地域包括ケアシステムの構築にあたっては、「介護」、「医療」、「予防」といった専門的サービスを前提として、「住まい」と「生活支援・福祉」といった分野が重要であり、*自助・互助・共助・公助をつなぎ合わせる（体系化・組織化する）役割の確立が必要です。
- 認知症の方への対策については、高齢者のみならず、近年は若年性認知症の増加についても指摘されており、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられる必要があります。そのためには、認知症の早期の段階から適切な診断と対応可能な体制の整備や、地域全体で認知症の方やその家族を支援するネットワークを構築していくことが必要です。
- 認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通じて、市が地域の自主性や主体性を考慮しながら、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムに進化させていくことが必要です。
- 生活習慣の改善による生活習慣病の予防や生活の質の向上を図り、障害の有無に関わらず、すべての人が生活しやすい生活環境（*ユニバーサルデザイン）を取り入れた高齢者に優しく住みやすいまちづくりを推進することが必要です。

方針

関係機関との連携を密にし、高齢者の生活を支援する施策や、介護保険事業の円滑な実施を推進するとともに、地域ぐるみで高齢者を支えるための仕組みづくりや取り組みに努めます。

具体的施策

項目	内容
1 高齢者施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民が健康で幸せに生活することができる「健幸づくり」の考え方のもと、高齢者の健康寿命の延伸を図ります。 ■ できるだけ要介護状態にならないための「介護予防」、住み慣れた地域で自立した生活を確保するための「生活支援」に重点を置き、介護保険制度で対象とならない在宅の高齢者に対し、保健・医療・福祉におけるサービスを総合的に提供する取り組みを強化することで、「健幸長寿」のまちづくりを推進します。 ■ 限界集落における、高齢者の見守りネットワーク体制の構築と強化を推進します。
2 介護保険事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 介護保険事業は、効果的・効率的な運営のため、みよし広域連合が主体となって実施しています。 ■ 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護、医療、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムを*団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年までに構築するため、介護保険事業の円滑な実施を推進します。
3 高齢者の雇用・就業対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の雇用・生きがいや社会参加の一環として、就労を希望する高齢者に対し、今まで培ってきた知識や技術・経験などに応じた就労の機会を提供すべく、シルバー人材センターについて広く周知し、その活動の活性化と、より一層の充実を支援していきます。

関連個別計画

・三好市高齢者保健福祉計画（第9次）

・みよし広域連合介護保険事業計画（第8期）

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
通いの場への高齢者参加率	%	6.9	7.3	7.7	8.0	8.1	8.2



目標

障害者（児）が住み慣れた地域や家庭で自立生活と社会参加を実現できるよう、
※ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念のもと、障害者（児）の人権が尊重されるまちづくりを進めます。

現状と課題

誰もが住み慣れた地域で、生きる喜びを感じ、安心感と尊厳を持って暮らせる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進していくことが必要です。

そこで、ノーマライゼーション、リハビリテーションという考え方のもと、地域における福祉活動の担い手となる人材の育成や団体との連携や、「医療」「介護」「生活支援」等必要なサービスを一体的に受けることができる環境の整備が求められています。

- 高齢者福祉における地域包括ケアシステムを拡充し、障害者にも対応できるようシステムの見直しを図ることが必要です。

方針

障害のある人が、住み慣れた地域でその能力を最大限に発揮しながら、自立した生活を送れる「地域における障害者の自立と社会参加」を目標として、様々な障害者施策の充実に取り組んでいきます。

具体的施策

項目	内容
1 啓発・広報	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害に対する正しい認識と理解を深めるために、様々な行事や広報活動を通じて市民への啓発や広報を積極的に行い、知識の普及に努めるとともに、理解の促進を図ります。 ■ 地域での交流体験やボランティア活動への参加を通じて、障害のある人とない人とが相互に交流し、理解を深めることができる機会の充実に努め、身近な地域の中で、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及に努めます。
2 生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度の移行に伴うニーズの変化に対応し、必要とする人が必要とするサービスを十分に利用できるよう、各種サービスの質と量の適切な確保に努め、サービスの利用を通して、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。 ■ 障害者の相談体制を強化することで、障害福祉サービスの利用計画の作成・検証・見直しを行い適切に提供し、地域生活支援の充実に努めます。 ■ 本人の意思に基づき、できる限り地域で自立した生活ができるよう助け合いながら生活できるグループホームや、障害者の生活に対応した居住の場の確保・充実に努めます。

3 生活環境	<ul style="list-style-type: none">■ 障害のある人もない人も、すべての人が利用しやすい生活環境の整備を促進し「ユニバーサルデザイン」の考えの普及・啓発に努め、誰もが快適に生活できるまちづくりを推進します。■ 自力避難の困難な障害者に対する防災知識の普及や、災害時の適切な情報提供・避難誘導などの支援、障害者関係団体の参加による防災訓練の実施などを推進します。■ 防犯に配慮したまちづくりの研究に努めるとともに、自治会などの各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」という意識に立ち、防犯推進体制の整備に努めます。
4 教育・育成	<ul style="list-style-type: none">■ 障害のある子どもの発達を支援するため、専門機関につなぎ、早期発見から早期療育や相談体制の充実を図ります。■ 乳幼児期から学齢期への円滑な移行や学校教育環境の充実など、年齢に応じた教育体制を関係機関や地域と連携して確立します。■ 各小・中学校の特別支援学級や支援員について、適正な配置を行い、特別支援教育の指導体制を整備し、適切な指導を行えるよう努めます。また、学校における障害児へのサポートのあり方を検討し、障害児本人にとって望ましい学校の受け入れ体制の充実を図ります。■ 関係機関との連携を深め、相談支援ファイルなどの活用に努め、特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりに対して、きめ細やかな支援体制を整え、自立した生活が送れるように支援していきます。
5 雇用・就業	<ul style="list-style-type: none">■ 「にし阿波・障がい者雇用を支える企業ネットワーク」を中心に、情報の共有や企業に対する啓発活動を充実させて、障害者雇用の促進を図ります。■ 障害者の能力・特性に応じた職域の拡大に努め、障害のある人の自主的な求職活動や本人の意向、適性に合った支援を行います。■ 障害特性に応じた職業訓練により、就労機会の拡大を図ります。職場での障害特性への理解を進めるとともに、障害者の働く意欲の向上を支援し、障害者の職場への定着に努めます。■ 一般就労が困難な障害者については、障害特性に応じた福祉的就労の場を確保します。■ 就労継続支援事業所など多様な就労の場の確保に努めるとともに、障害者の収入の向上に向けて取り組みます。

5 雇用・就業	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害者が地域で自立した生活・就労が継続できるよう、家族や支援者による支援体制の整備に努めます。
6 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> ■ 障害の予防のため、必要な知識の普及、母子保健などの保健対策の強化を図るとともに、早期発見や重度化、二次障害の発生を防止するよう関係機関と連携し、各種保健事業を推進します。 ■ 障害者が医療機関を退院した後も、居宅において引き続きリハビリテーションに取り組めるよう、日中活動の場における機能訓練及び生活訓練を促進します。 ■ 精神疾患を早期に発見し、対応できるよう専門医療機関との連携を図ります。また、患者・家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援します。
7 情報・コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市広報紙や市ホームページなどにより、障害者（児）への情報提供を推進します。
8 スポーツ・文化・地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ■ 三好郡市を生活圏域とし、広域でのスポーツ大会及びレクリエーション事業を実施し、多くの障害者及びその家族、ボランティアの参加により社会活動を支援していきます。 ■ 地域で開催されるイベントなどへの積極的な関与の推進支援を行います。

関連個別計画

・三好市障害者基本計画

・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
居宅介護などサービス希望者への支給率	%	100	100	100	100	100	100
施設入所支援などサービス希望者への支給率	%	100	100	100	100	100	100



目標

安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めていきます。

現状と課題

安心して子どもを産み育てられる環境づくりが求められており、多様化する保育ニーズに対応しながら、質の高い保育の実現と児童の健全育成に取り組む必要があります。

本市には公立5、私立認可2の計7箇所の保育所及び公立の認定こども園が3箇所、放課後児童クラブは市内13小学校のすべてにあり、放課後児童の保育を行っています。

また、離婚などによるひとり親家庭の増加、児童虐待、DVなどの問題が社会問題として注目される中、本市においても子育て不安、児童虐待などの相談件数の増加、内容の複雑化・深刻化は顕著であり、関係機関の連携、相談窓口の充実が求められています。

さらに、結婚から妊娠・出産・育児の切れ目のない支援と、仕事と子育てを両立させる環境づくりや、地域において子育て家庭を支援する環境づくりなどを進め、子育て世代が子どもを安心して産み育てられる環境を整えるとともに、教育機関、家庭、地域、企業、行政などが連携した子どもが健全に育つまちづくりを目指す必要があります。

- 子育ての不安を軽減するため、乳幼児の健康管理や食育の推進を行うことが必要です。
- 児童クラブでの保育の質の向上を図ることが必要です。
- 児童虐待やひとり親家庭の相談窓口としての機能を高めることが必要です。
- 多様化する保育所へのニーズに対応できるよう、保育士の人員確保及び人材育成を行うことが必要です。
- 子育て世帯への経済的な支援の維持・拡充が必要です。
- ヤングケアラーの支援に当たっては、福祉、介護、医療、教育等の関係機関職員による積極的な働きかけにより支援につなげていくことが重要です。

方針

子育て世代が子どもを安心して産み育てられる環境を整えるとともに、教育機関、家庭、地域、企業、行政などが連携した子どもが健全に育つまちづくりを目指します。

具体的施策

項目	内容
1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て世代包括支援センターを拠点とし、妊娠期から出産・子育て期における切れ目のない一貫した相談支援体制を確立します。 ■ 予防接種、乳幼児健診や育児相談等母子保健事業の実施、食育の推進、乳幼児医療費助成などにより、乳幼児の健康管理と家族の支援を行います。
2 子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 放課後児童クラブを設置し、昼間、保護者が家庭にいない小学校児童を対象に、放課後に遊びを通して、児童などの健全育成を図ります。

3 子どもを支える環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童家庭相談員による相談窓口を常時開設し、虐待通報の受付や対応、児童相談所への相談などに迅速に対応します。 ■ 母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭などのあらゆる相談に応じ、関係機関への手続きを支援します。
4 仕事と子育てを両立させる環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者の就労形態の多様化に伴う新たな保育ニーズに対応するため、延長保育事業を行います。 ■ 子どもが病気などの回復期などにおいて、自宅で看病できないときに、保護者に代わって、一時的に預かる病児・病後児保育事業を行います。
5 地域における子育て家庭を支援する環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て支援センターを開設し、子育て世代の親子が自由かつ気軽に集い、親子のふれあいや子育てに対する不安や悩みの相談、子育てに関する情報を提供します。 ■ 地域子育て支援拠点事業を推進することで、地域の高齢者などと保育園児が交流できる場をつくり、子どもたちが成長していく過程で、とても重要となる世代を越えての交流の機会を大切にしていきます。
6 経済的支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育料の軽減、育児用品購入費の補助、乳児家庭保育支援給付金の支給など子育て世帯の経済的負担を軽減する事業を行います。
7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童家庭相談員による相談窓口を常時開設し、虐待通報の受付や対応、児童相談所への相談など、迅速に対応します。 ■ 三好市要保護児童対策地域協議会を開催し、情報共有と児童虐待などへの対応を行います。

関連個別計画

・三好市子ども・子育て支援事業計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
放課後児童クラブ利用希望者に対する受け入れの割合	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
「今後もこの地域で子育てをしていきたいと思う」と回答した割合(乳幼児健診受診者アンケート)	%	96.35	98.00	100.00	100.00	100.00	100.00



目標

地域の実情に即した地域防災計画及び各種マニュアルの整備・充実を図り、地域ぐるみの防災意識の啓発・高揚に努めるとともに、防災無線機能の整備・拡充を図ることで、危機管理の行き届いたまちづくりを推進します。

現状と課題

本市においては、南海トラフを震源とする南海トラフ巨大地震や中央構造線・活断層地震の発生が危惧されており、それら地震による被害想定に基づいた災害用備蓄物資などの計画的な備蓄と避難所などの検討や、近年には豪雨、土砂災害、豪雪などに見舞われていることから、自然災害への防災・減災対策は重要な施策として取り組む必要があります。

住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、または被害を最小限に止めることを目的として、災害対策基本法などに基づき2020（令和2）年3月「三好市地域防災計画」を改訂し、災害予防の推進、災害応急対策の推進、災害復旧・復興の支援及び防災に関する教育・訓練、学校施設などの防災機能強化などに取り組んでいます。

しかしながら、巨大地震をはじめ災害への対策としては、構造物の耐震性向上などのハード対策、情報防災などのソフト対策についても、十分とはいえない状況にあり、被災時の迅速な対応や復旧に向けて、他自治体との互いの支援協力や連携強化への取り組みが必要といえます。

- 本市の中央を流れる吉野川は、多くの支流から形成されています。三野町においては堤防がほぼ完成したものの、その他の地域については無堤地区が存在します。2016（平成28）年6月には国土交通省により吉野川洪水浸水想定区域（最大規模）も公表され、今後においても堤防整備の早期完成や警戒避難体制などの整備が必要です。
- 市の約9割は山間部であり、住家はその急傾斜地に点在しています。土砂災害危険箇所内において、徳島県が指定する土砂災害警戒区域（イエローゾーン）や土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に存在する住家も多く、地すべりやがけ崩れ、土石流災害などの対策工事や避難所などの安全確保、情報伝達手段などの整備が必要です。
- 本市は2022（令和4）年8月現在、高齢者の人口が約46%を占めているとともに、約250人の外国人が居住しています。このような要配慮者と呼ばれる高齢者、障害者、乳幼児、外国人などは、災害時に避難や情報収集が困難となり、多くの方が犠牲者となる可能性があるため、各々の特性に配慮した防災対策が必要です。社会福祉施設においても、多くの避難行動要支援者が居住しているため、その施設における防災対策を進めることが必要です。
- これまでの大規模災害において、被災地の土地の境界や権利関係が明らかにされておらず、復旧に支障をきたしてきたという事例が多数報告されております。災害復旧を迅速に行うには、権利関係等を明確にした基礎的な土地情報や復元性のある地図の整備が求められており、大規模災害への備えとしての地籍調査の緊急性や必要性が課題となっています。
- 本市においても地籍調査事業の早期の完了を目指し、今後も計画的かつ効率的に事業を推進することが必要です。
- *常備消防体制は、引き続き、本市と東みよし町を管轄区域として、みよし広域連合が運営していきます。一方で、将来的な情勢等を見据え、組織運営の見直しについて継続して取り組んでいきます。
- *非常備消防体制は、引き続き、各消防団の管轄区域の見直しや分団などの統合を含めた検討を行っていきます。

- 市民の命を守る防災対策においては、令和4年度より市町村防災行政無線のデジタル化に向けた設備整備に着手しており、令和6年度に完成を予定しています。市内への情報伝達手段の拡充など、効果的な整備に向けた検討を継続していきます。

方針

巨大地震や豪雨災害などに対応し、被害を最小限に抑えられる災害に強いまちづくりを進め、自助・共助・公助による安心・安全に暮らせるまちを目指します。

具体的施策

項目	内容
1 常備消防体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多種多様化する災害などに対応するため、出動体制の強化、情報機器・車両などの効率的な配置、救急、予防業務の高度化、人事の活性化などを推進し、効率的で総合性、戦略性、機動性に優れた消防本部、署所を配置することで、より高度で対応力に優れた消防を目指します。
2 非常備消防体制（消防団組織）の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来的な人口動態を踏まえ、引き続き、消防団の管轄区域の見直しや分団統合について検討していきます。
3 消防施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適切な消防車両の配置、消防水利の配置見直しについて検討していきます。
4 自主防災組織の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自主防災組織の防災資機材の充実や組織運営強化に向けた施策の実施に向け検討していきます。
5 防災行政無線の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村防災無線のデジタル化に向け、効果的な設備整備を行っていきます。
6 地震対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安全性、耐震性を確保していない構造物については、その向上に向けた対策を引き続き進めます。 ■ 巨大地震においては、被害を防止軽減する上でハード対策のみでは限界があるため、テーマ別の防災訓練や防災に関する研修の充実などによる地域防災力の向上、情報防災の整備、ハザードマップの整備、避難行動要支援者対策を進めます。 ■ 災害用備蓄物資などについては、被害想定に基づいて計画的に整備・配備を進めます。 ■ 市内の食品スーパー、コンビニエンスストアなどの業者と災害時の食糧支援などを含む災害応援協定の締結を推進します。さらに、南海トラフ巨大地震など大規模災害時のために、隣接する市町や、四国外の市町村と災害時相互応援協定の締結を進めます。

7 治山・治水対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国に対し、吉野川への堤防整備の促進を要望するとともに、急傾斜崩壊危険区域、土砂災害危険箇所、地すべり危険箇所などの土砂災害のおそれがある地区で、緊急度の高い地区から計画的に順次整備を進めます。
8 避難施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難所、一時避難場所（屋外）の4種類197施設の避難所に対して、情報入手手段の確保や避難所用品の配備など、各避難所における*QOLの向上に取り組んでいきます。 ■ 災害対策本部などになる市役所新庁舎の建設を進めます。
9 避難行動要支援者の対策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害時に高齢者、障害者、子どもなどの避難行動要支援者を優先的に受け入れる福祉避難所のさらなる充実に向けて、市内の社会福祉施設、宿泊施設への働きかけなど指定に向けた必要な取り組みを行います。 ■ 「福祉避難所」となった社会福祉施設が満床で受け入れできないおそれがあるため、定員の10%を超える緊急一時入所事前協定の締結に向け、各社会福祉施設と協議を進めます。 ■ 避難行動要支援者の支援に関する対応マニュアルの策定、個別計画の策定などに取り組みます。 ■ 近年増加傾向にある国内外の旅行者に配慮した災害時の避難場所の表示や避難誘導などについて検討します。
10 地籍調査事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 土地の基礎的な情報である地籍を明らかにし、その結果や権利関係を記録するため、調査体制の充実や市民への周知を図りながら、地籍調査事業を計画的かつ効率的に推進します。

関連個別計画

・三好市地域防災計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
市内の火災発生件数	件	6	0	0	0	0	0
関係機関との災害時の応援協定数	機関	41	42	44	46	48	50
三好市地籍調査進捗状況	%	58.24	59.24	60.44	61.44	62.64	63.54



目標

地域ぐるみの防犯活動を推進し、犯罪を未然に防ぐ環境整備を進めるとともに、子どもや高齢者などが安心してまちなかを歩行できる交通環境の整備を図っていきます。

また、商品の購入・サービス利用に伴うトラブルの相談などについては、「みよし消費生活センター」において情報提供や問題の解決、消費者問題の解決に向けた広報や啓発を進めていきます。

現状と課題

【防犯対策】

近年の犯罪は、広域化・複雑化するとともに、幼児・児童を狙った犯罪や高齢者に対する詐欺事件なども多発しています。このため、地域住民の方々により多くの自主防犯ボランティア団体が結成され、防犯パトロールなどの積極的な防犯活動が行われています。また、自治会が管理運営する防犯灯の設置や青少年育成センターによる不審者情報「エフネット」も小・中学校を中心に運用されるなど、犯罪の起こりにくい環境づくりがされていますが、まだ被害の発生がみられます。

- 「みよし消費生活センター」において消費者問題相談窓口が開設され、悪質な訪問販売や勧誘行為、商品購入やサービスに関わるトラブル、架空請求、特殊詐欺被害などの消費者トラブルの問題解決や相談などについて実施されていますが、今後も情報提供や啓発活動を推進することが必要です。

【交通安全対策】

本市の2021（令和3）年の交通事故発生件数は49件で、死亡者が2人となり、年々、減少傾向となっています。これは、交通安全教室や高齢者対象の安全指導による、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践や「三好市通学路交通安全プログラム」による危険箇所の点検などの成果と考えられます。

しかし、現在、全国の交通事故死者数全体の半数を高齢者が占め、本市においても、交通事故の当事者のうち、高齢者が占める割合は年々高くなっています。

- 本市の多くの地域住民が利用する道路では、信号機、歩道やガードレールなどが十分とはいえない現状にあることから、交通安全施設の整備が必要です。

方針

防犯環境の整備をはじめ、交通ルールの遵守など、市民や来訪者に安全な環境づくりを目指します。

具体的施策

項目	内容
1 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 暴力追放三好連合会や地域の安全を守る会など関係機関や団体と連携しながら、児童・生徒への登下校時の声掛け活動の推進や、地域住民による自主防犯ボランティア団体の結成を図り、防犯パトロールなどの積極的な防犯活動や各種防犯対策を推進します。 ■ 「エフネット」をさらに充実し、インターネットやCATVなどを利用した不審者情報の発信を検討します。 ■ 商品の購入・サービス利用に伴うトラブルの相談などについては、「みよし消費生活センター」において情報提供や問題の解決、あっせん、消費者問題の解決に向けた広報、啓発を進めていきます。
2 交通安全施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 通学路の危険箇所だけではなく、高齢者などの意見を反映した交通安全施設の整備を図ります。 ■ 国・県に対し、道路整備に合わせて計画的な交通安全施設の整備を要望します。 ■ 市道（農林道を含む。）については、計画的にガードレール、カーブミラー、歩道などの交通安全施設の整備を進めます。
3 交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童・生徒・高齢者を対象に交通安全教室を市内全域で定期的で開催します。 ■ 高齢運転者や経験の浅い若年運転者に対して、運転講習会などの実践的な指導に努めます。

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
交通事故発生件数 (三好市郡の交通事故白書)	件	50	48	46	44	42	40
三好警察署管内刑法違反認知 件数(徳島県三好警察署)	件	76	74	72	70	68	66



目標

資源を有効に活用するとともに、*5R運動の推進により、環境に負担の少ないまちづくりを推進するとともに、環境意識の高揚を図り、住民主体の環境保全活動を支援します。

現状と課題

本市の一般廃棄物処理は、東みよし町とともに広域で行っており、燃やすごみ・燃やさないごみ・資源ごみ・粗大ごみの4種類のごみに分別し収集を行っています。近年は、人口減少もあり、ごみの排出量自体は減少しています。併せて資源ごみの収集量も減少しています。

また、地球規模では、「地球温暖化」という重要な問題があり、環境の保全は世界が取り組むべき課題となっています。

本市においても、地球温暖化防止対策の推進や環境保全への総合的・計画的な取り組みの推進によって、市内の自然環境の保全を進めることが地球規模の環境保全へとつながることから、各地域において市民やボランティア団体による清掃活動などの環境美化へ取り組んでいます。

- 5R運動推進のため、継続して周知に取り組むことが必要です。
- 自然との共生を原則に考え、自然環境を良好な状態に保ち、市内のすばらしい自然を後世に継承していくために、市民・事業所・行政が一体となって循環型社会の形成に取り組むことが必要です。

方針

快適で衛生的な生活環境の確保を図り、ごみを減らし、再資源化を行う暮らしを実践する循環型社会の構築を目指します。

具体的施策

項目	内容
1 ごみ減量及びごみの再資源化の促進	■ごみの分別・排出方法を丁寧に説明し、市民の意識の高揚を図るとともに、5R運動の実施で循環型社会の構築に努めています。
2 自然の保全や景観に配慮した開発	■自然環境の保全と景観に配慮しつつ、観光産業などへの活用や開発を図っていきます。
3 環境保全意識の高揚を図るため、啓発、PR活動の推進	■市民が、身近な地域の環境問題から地球環境問題までの学習や体験する機会の創設、また、行政が保有している環境情報の提供などにより、市民の環境保全意識の高揚を図ります。 ■市内外の環境活動情報を発信することで、市民の環境保全活動への参加を促します。

4 環境美化運動の実施、環境ボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民やボランティア団体、企業によるごみゼロ運動などによる道路清掃など、自主的な活動の推進や各地域で実施している環境美化運動の統一により、環境保全意識の向上を図ります。
5 森林資源の*新エネルギーへの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設などへの*バイオマスエネルギー利用などを推進し、豊かな森林資源をエネルギーへ活用することで、地場産業の一つである林業の活性化を図ります。 ■ 荒廃した森林の整備により、山林本来の役割を発揮することを目指します。
6 グリーン購入の推進と普及	<ul style="list-style-type: none"> ■ グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく、環境に配慮した製品の購入を推進します。事業所や市民に、グリーン購入に関する情報の提供を図り、環境に優しいまちを目指します。

関連個別計画

- ・三好市一般廃棄物処理基本計画
- ・三好市地球温暖化対策実行計画
- ・三好市森づくり基本計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
一人当たりのごみ排出量 (燃やすごみ)	kg/年	214.7	212.6	210.4	208.2	206.2	204.1
一人当たりのごみ排出量 (燃やさないごみ)	kg/年	16.2	16.1	16.0	15.8	15.7	15.6
一人当たりのごみ排出量 (資源ごみ)	kg/年	35.2	35.7	36.1	36.5	36.9	37.3



目標

*再生可能エネルギーの活用などに取り組むよう、自然エネルギーの調査・研究を、市民、行政、企業の連携・協働により進め、風土と環境に優しいまちを目指します。

現状と課題

近年の地球環境は、温室効果ガスの排出量の増加による地球温暖化が進み、海水面の上昇、異常気象の増加、生態系や農作物への悪影響などが指摘されています。

地球温暖化対策の中で一番大きな課題が二酸化炭素の排出量の削減です。二酸化炭素の排出量を減らすには化石燃料の消費を減らす必要があります。日本の二酸化炭素排出量の約2割は、給湯や暖房、調理のためのガスの使用、電気製品の使用、それに自家用車の利用などにより、日常生活から排出されています。

これまでの地域における気候変動政策・エネルギー政策は、気候変動への緩和策（温室効果ガス削減策）として、温室効果ガスの削減目標の設定、目標達成のための計画づくりがされてきましたが、その具体的な取り組みは、一般的には省エネの啓発活動、住宅用太陽光発電などへの補助などが中心でした。

本市においては、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すため、2021（令和3）年12月に三好市「ゼロカーボンシティ」宣言を行っており、今後は市民・事業者・市が協働して脱炭素の取り組みを進めていきます。

- 地球温暖化対策を進めるためには、温室効果ガスの主要な排出源の一つとされる化石燃料の消費を抑制することや、事業所の電気使用量を削減するため、省エネ診断を実施するなど、さらに取り組みを進めていくことが必要です。
- 限りある資源の化石燃料からの脱却を図る自然エネルギーへの転換や、荒廃した森林資源の活用による環境に配慮した新エネルギーなどを推進することが必要です。
- 今後は、豊かな自然を活かした地球に優しい自然エネルギーの活用をNPOや企業、大学などとの連携・協力により、進める必要があります。また、市民へも自然エネルギーの普及を図り、*省エネ型ライフスタイルへの変換の促進を図ることが必要です。

方針

地球温暖化が大きく環境に影響を及ぼしている中、自然エネルギーを可能な限り取り入れ、活用する暮らしの確立を目指します。

具体的施策

項目	内容
1 自然エネルギーの活用	■本市は河川や谷など豊富な水資源を有していることから、施設規模もそれほど大きくなく、比較的低コストな小水力発電施設の設置について適地調査を実施し、地域で活用できる仕組み作りに取り組めます。また、その他の自然エネルギーの活用についても調査を継続し、活用を図っていきます。

2 二酸化炭素の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 二酸化炭素削減を図るため、公用車への低公害自動車の導入促進や新エネルギーの公共施設などへの導入とともに、学校教育・市民への啓発活動を推進します。 ■ 職員一人ひとりの地球温暖化対策への取り組みを推進していきます。
3 間伐材などのバイオマスエネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 豊かな森林資源を利用するバイオマスエネルギーの活用により、地球温暖化の防止、地域活性化を図ります。

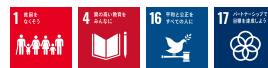
関連個別計画

・地球温暖化対策実行計画

・環境基本計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
二酸化炭素排出量	t-CO2/年	9,205	9,142	9,078	9,015	8,952	8,889
バイオマスエネルギーの活用施設数	施設	5	5	5	5	5	5



目標

自ら学び、考え、行動する力、課題を主体的に解決できる力などを伸ばし育てる教育を推進するとともに、地域資源を活かした多様な学習・体験ができるよう教育環境の充実を図っていきます。

現状と課題

就学前教育については、2022（令和4）年10月1日現在では幼稚園が6園、幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持った認定こども園が3箇所（東祖谷・西祖谷・三野）運営管理されています。

本市の学校数及び児童・生徒数は、過疎化・少子化の影響によって年々減少しています。特に山間地域での減少が著しく、複式学級で学習している小学校もあります。

また、開かれた学校づくりに向けて、地域住民の生涯学習やスポーツ活動の場として、学校施設を積極的に開放するとともに、学校・家庭・地域が相互に連携して子育てを進めていくことが求められています。

- 地域の実情に応じた就学前教育の充実を図っていくとともに、幼稚園（保育所（園）・認定こども園）・小学校・中学校が相互に連携のとれた教育活動を展開していくことが必要です。
- 今後も児童・生徒数は、減少の傾向が続くことから、小規模校化が一層進むと予想されるため、小中一貫教育やICT教育の推進を図り、教育環境を常に整備・充実させることが必要です。
- 学習内容については、指導方法の工夫改善を図り、学力の定着、読書週間、家庭学習習慣の確立に努めていますが、今後は国際化、情報化、科学技術の進展など社会の急激な変化に対応していくことが必要です。
- 心の教育や基礎学力の向上を基本に、学校・家庭・地域が一体となった総合的な学習、郷土学習など地域の特性を踏まえた特色ある教育を進めていくことが必要です。
- 学校評価を適切に行い、学校経営体制の確立を図るとともに、研修の充実を図り教職員の資質向上や人材育成に努めるなど学校教育体制の充実に取り組んでいくことが必要です。
- こうした取り組みとともに、教育費などの軽減策に努め、子育て世代が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備することで移住・定住の促進につなげていくことが必要です。

方針

確実な学力の定着と心豊かな育成のために、学校・家庭・地域が一体となった活力と特色ある学校教育を推進します。

また、適正な教育環境の整備・充実に努め、学校施設の改修などを計画的に進めます。

具体的施策

項目	内容
1 就学前教育の充実	<ul style="list-style-type: none">■ 小規模校化が一層進むと予想されるため、幼稚園と保育所の機能や特長を合わせ持った認定こども園については、児童数や地域の実情を勘案しながら市内5箇所の公立保育所について検討していきます。■ 「※小1プロブレム」解消のため、認定こども園、保育所（園）、幼稚園、小学校の円滑な接続を図り、合同研修会や互いの教育内容を理解し合える機会等を設け、就学前施設と小学校の連携・協力体制を強化します。
2 学校教育の充実	<p>【特色ある教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none">■ 一人ひとりの個性を活かし、心豊かにたくましい児童・生徒を育成していくため、学校と地域が連携し、主体的に学習に取り組む態度を養い「学力の向上と人間性を育む学校教育」を推進します。■ 自ら学び自ら考える児童・生徒を育成し、確かな学力を身につけさせるため、指導内容や指導方法の工夫・改善に努め、教職員・家庭・地域が協働して取り組みます。■ 地域の特性を活かした体験的な活動を通じた総合学習を推進し、地域の関係機関・保護者・地域ボランティアの連携を充実させ、各学校の創意工夫による教育を推進します。■ 食育の推進により健全な食生活を実践できる児童・生徒の育成を図り、家庭の協力のもと生活習慣病の予防など健康教育や事故防止のための安全教育の充実に努めます。■ 教育費などの負担軽減策として給食費保護者負担の無償化を継続させ、若者の流出を食い止め、移住や定住しやすい環境づくりを進めます。教育やICT・IoT教育の推進を図り、教育環境を常に整備・充実していきます。■ 特別な支援を必要とする児童・生徒に対する適切な就学指導を行うとともに、教職員などの対応能力や専門性を高め、個々の特性に応じた特別支援教育や教育環境の整備に努めます。■ 学校評価システムや人事評価制度を推進し、教育の質的向上を図ります。■ 児童・生徒の減少に対し、小規模校を維持しつつ、小中一貫教育やICT・IoT教育の推進を図り、教育環境を常に整備・充実していきます。

2 学校教育の充実

【社会の変化に対応した教育の推進】

- * GIGA スクール構想に対応していくための情報環境整備を推進し、情報教育の充実を図ります。
- 国際化に対応し、豊かな国際感覚の醸成や国際理解を高めていくため、外国語指導助手（ALT）を積極的かつ効果的に活用するなど、英語に親しむ機会の拡大に努め、英語によるコミュニケーションを図ろうとする意識の向上に努めます。
- 地球環境や高齢化・少子化問題など、今日的課題に対する理解を深める教育を推進し、その学びが家庭や地域の構築につながるようにします。

【心の教育の充実】

- 道徳教育を充実し、命を大切にする心や郷土への愛着、社会のルールやマナーを守る心や態度を育成します。
- 児童・生徒が正しい人権感覚を身につけることができるよう、発達段階に応じた人権教育の推進に努めます。
- 情操教育を推進するとともに、心身ともにバランスのとれた児童・生徒を育成するため、自然体験、ボランティア体験、スポーツ、文化活動など多様な体験活動の機会を確保し、充実させていきます。
- 心の教育相談体制の充実に向けて、臨床心理士など専門職への業務依頼など体制の確立を図ります。
- いじめ、不登校などの未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、三好市適応指導教室「*そよかぜ学級」の充実に向けて、きめ細やかで継続的な指導を工夫し、学校復帰がなされるよう取り組みます。

【開かれた学校づくりの推進】

- 学校・家庭・地域が相互に連携して子育てを進めるため、「とくしま教育の日」を中心とした、市独自の三好市教育月間を設定するなど、より開かれた学校づくりに努め、地域の教育力の向上を目指します。
- 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）を積極的に活用し、地域とともにある学校づくりを推進していきます。
- 地域住民の生涯学習及びスポーツの活動の場として、学校施設の積極的な開放を進めます。

2 学校教育の充実	<p>【学校教育体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 学校評価を適切に行い、ナンバーワンスクールの取り組みなど、特色と活力ある学校教育を推進します。 ■ 教職員の資質向上及び人材育成に努め、心身ともに健康を維持できる取り組みを強化することで、個々の特性や能力を発揮し、組織として機能する学校づくりを進めます。
3 教育環境の整備	<p>【教育施設・設備の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 老朽化した学校施設などの計画的な改修を進めるとともに、適切な維持管理に努め、快適な教育環境の整備を図ります。 ■ 教育用ネットワークや情報機器の整備など、情報化に対応した設備の充実を図ります。 <p>【安全な環境の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 児童・生徒を犯罪から守るため、地域や関係機関と連携を強化し、情報の収集に努め、危機管理意識を高めた体制の充実を図ります。 ■ 児童・生徒が安全に通学できるよう、三好市通学路交通安全プログラムなどに基づいて交通安全に配慮した通学路の整備を図るとともに、各関係機関との連携を強化し、地域が一体となって事故や犯罪の発生防止に努めます。

関連個別計画

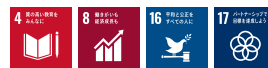
・三好市教育振興計画（第2期）

・三好市学校施設の長寿命化計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を地域等の外部の資源を含めて活用しながら組み合わせている割合	%	91.7	95.0	95.0	100.0	100.0	100.0

※全国学力・学習状況調査の学校質問紙の結果による。



目標

将来の社会を担うための人格の形成、そして、若者が生きがいと潤いを感じ、郷土に定着できるような環境づくりと、心豊かな地域社会の構築を図ります。

現状と課題

インターネットの普及やAIやICTの発展による生活の利便性の向上などにより、青少年を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。青少年の規範意識の低下や耐性の欠如、自己中心的な考え方の広がり、社会連帯意識の希薄化や、ひきこもり・無気力など周囲の環境や社会生活になじまない問題行動として年々増加しています。

- 次代を担う青少年を健やかに育成することは、重要な課題となっており、地域安全パトロールや補導・相談活動などを継続して行うとともに、時代の変化に対応した青少年との関わり方などを検討していく必要があります。

方針

青少年が地域活動や社会活動に活発に参加するまちを目指し、社会環境の健全化を図るなど、地域ぐるみでの取り組みを推進します。また、情報化が進む社会において青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境を整えます。

具体的施策

項目	内容
1 三好市青少年育成センターの活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 三好市青少年育成センターの組織を充実し、青少年健全育成につながる活動を推進するため、新規補導員の確保に努めます。
2 青少年を育て守る活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 心豊かで、たくましく人間性あふれる青少年を育てるため、健全な地域環境づくりと、心の通い合うあいさつ運動を市民総ぐるみで進め、子どもを犯罪から守るとともに、地域での防犯活動の意識を高めます。 ■ インターネットの利用方法など、青少年を取り巻く環境に合わせた情報の提供や啓発活動に努めます。
3 学校・家庭・地域の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校・家庭・地域、そして関係団体・機関との連携を強化し、補導活動や健全育成活動、環境浄化活動に取り組むとともに、活動が地域の活性化につながるよう検討していきます。
4 青少年団体活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青少年の健全育成を図る各種団体活動の活性化を支援します。

● 関連個別計画

● 三好市教育振興計画

■ 施策の達成度を測るための指標

指 標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
市内街頭パトロールと環境浄化活動実施者数（延べ）	人	130	130	130	130	130	130



目標

充実した質の高い生活を送るために、各年齢層に応じた活動機会を創出していくなど生涯学習活動を推進するとともに、多様な知識などを活かした新たな生涯学習活動の開発などを進めていきます。

現状と課題

社会・経済情勢の変化に伴い、価値観が多様化し、生涯活躍する時間が多くなる中、生涯をより良く生きたいという願いは市民共通のものとなっています。

本市には6つの公民館と3地区館そして53分館が設置され、住民に最も身近な教育施設・地域活動の拠点として、社会教育関係団体やグループ、自治会の活動など、地域と密接に関わってきました。

市民一人ひとりが、生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」自発的に学習を行えるようにするためには、学習拠点となる施設の整備、指導者・コーディネーターの育成や確保など生涯学習を推進するシステムづくりを図ることが重要ですが、近年は、少子高齢化や人口減少の進行により、参加者の減少と高齢化といった影響が課題となっています。

- 「学び」による地域づくりを推進するためには、総合的、体系的な学習体制と組織の整備を進めるとともに、公民館を生涯学習の拠点として、施設の充実と職員資質の向上、地域間交流に積極的に取り組むなど、生涯学習機能の向上に努めることが必要です。

方針

幅広い学びの機会が提供され、市民が心豊かな生活を送るとともに、学んだ成果が地域や社会で発揮される環境づくりを目指します。

具体的施策

項目	内容
1 生涯学習推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報通信設備を活用し、広域にわたる生涯学習のニーズをとらえ、公民館、図書館などの社会教育施設と市有施設の活用・連携を図りながら利便性の向上に努めます。
2 学習機会の提供と環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもから高齢者までの誰もが参加しやすいよう、学習のテーマを検討して、生涯学習及び交流の場の拠点づくりに取り組みます。 ■ 講座の開設時間に配慮するなど、学習しやすい環境づくりを行い、市の生涯学習関連施設が連携して、学習ニーズに対応した魅力あるものとしします。

2 学習機会の提供と環境づくり

【学習グループの支援】

- 生涯学習グループに対し、指導者や講師の紹介、活動の場の提供などを行うとともに、各グループ相互間の交流を促進します。また、学習活動の成果を発表会等で発表するなどして、自主的な学習活動を支援します。

【在宅学習の支援】

- 家事や育児など様々な理由で学習会場まで出向けない人のために、講座記録のデジタル化やCATVを利用した放映の充実に努めます。

【図書館活動の充実】

- 生涯学習の中核的施設として、市民の多種・多様な資料要求に応えるため、図書館資料の充実や施設の整備に努めるとともに、各種講座やイベントなども充実することにより市民に身近な図書館のあり方を検討していきます。

【三好市民大学講座等の実施】

- 郷土の歴史・文化や社会を取り巻く課題について学び、自己研鑽・啓発や市民が集える場として、三好市民大学講座等を実施します。

【生涯学習活動の環境づくり】

- 生涯学習活動を支援する団体などを支援し、多世代市民らが積極的に参加でき、交流・協働が図られる環境づくりに取り組みます。

関連個別計画

- ・三好市教育振興計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
各公民館での教室参加者数	人	20,161	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000



目標

ふるさとを想う郷土愛を育めるよう地域の歴史・伝統・文化などを保護・継承し、活用に努めるとともに、国内外からの誘客、地域の経済活性化や地域づくりにも貢献していきます。

現状と課題

市内には、祖谷のかずら橋、木村家住宅、箸蔵寺などの国指定文化財、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された東祖谷落合地区、県や市指定の仏像や工芸品などの有形文化財が数多く存在し、伝統行事や郷土芸能なども地域固有の文化として受け継がれています。

本市は長い歴史の中で、各地との交流などを通じて様々な芸術・文化を受け入れつつ、各地域において多様かつ特色ある芸術・文化が創造され、継承・発展してきており、この地域文化が豊かになるほど本市の文化全体も豊かになり、本市の魅力が高まります。

- 歴史的文化遺産は、先人が残してくれた住民共通の財産であり、保存、伝承して後世に確実に伝えていくことが必要です。
- 地域の歴史や特色を表し、古来より様々な形態で存在・継承されてきた文化財については、地域の視点から総合的に把握し、地域住民の心のよりどころとして保存及び活用を図ることが望まれており、西祖谷の神代踊、山城の鉦踊、川崎獅子太鼓などの無形民俗文化財については、学校・地域・保存団体が一体となって伝承活動に努めていくことが必要です。
- 人口減少、少子高齢化が進行する中、10～11月の三好市文化月間中に開催される市民文化祭や様々な文化イベントを通して、地域社会の活性化や交流人口の増加につなげていくことが必要です。
- 国の天然記念物と名勝に重複指定された大歩危小歩危地域の自然公園をはじめ、本市の自然環境や景観を、郷土愛の醸成や地域の活性化、自然や文化財の保全・保護に向けたまちづくりの基本とすることが必要です。
- 修理修景された伝統的建造物や有形文化財が、交流の場として交流人口の増加による地域の活性化を図ることが必要です。
- 芸術・文化団体などの活動に対する支援と組織強化、指導者の確保・育成、質の高い文化事業の展開などを進めていくことが必要です。

方針

歴史・文化遺産などが適切に継承され、市民が芸術・文化を気軽に親しむことができる機会の拡充や活動の成果を表現する場の充実を目指します。

具体的施策

項目	内容
1 芸術・文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 芸術・文化活動団体の育成を通じて、団体相互間の交流促進を図るとともに、各種活動を支援します。 ■ 研修会や講習会の充実などを通じて、指導者の資質の向上及び新たな指導者の発掘・育成に努めます。

1 芸術・文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化イベントなどの開催を通じ、市民が参画する機会や市民の芸術・文化意識の向上を図ります。
2 文化施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 文化活動の多様化に対応するため、既存の市施設を積極的に活用するとともに、社会教育・生涯学習の場である公民館・図書館などの適正な整備を図ります。 ■ これまで各地域において個人・団体の文化活動の中心を担ってきた施設（池田総合体育館、中央公民館、各地域の公民館、集会所など）との相互連携を進めるとともに、地域における日常的な文化活動及び学習機会の提供に努めます。
3 文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内に存在する文化財を調査・記録し、防火などに配慮した対策を早急に進めるとともに、管理体制の充実を図り、文化財保護の啓発に努めます。また、新たな文化財の掘り起こしを促し、文化財の指定や登録を進めます。
4 文化財の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生涯学習活動や文化活動などの中で、郷土の歴史や文化遺産への理解を深める活動を推進し、郷土芸能・伝統芸能保存のため、関係団体や学校などの協力を得て、後継者の育成を図ります。 ■ 点在する文化遺産を結ぶ観光ルートの範囲を拡大し、市外からの集客や交流人口の増加に努めます。 ■ 「ジオパーク事業」と連携した文化財の活用を促進します。 ■ 地域の歴史・伝統・文化などを保護継承しながら三好市総体のブランド化を進めます。

関連個別計画

- ・三好市教育振興計画
- ・三好市文化振興基本計画
- ・三好市歴史的風致維持向上計画
- ・三好市史跡等保存活用計画
- ・三好市旧三野町役場庁舎保存活用計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
三好市指定文化財件数	件	179	181	182	183	184	185
三好市民文化祭協賛事業イベント	回	30	30	30	30	30	30



目標

市民の誰もが気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるような環境づくりや施設の充実に努めるとともに、各種スポーツイベントの開催及び指導者の育成を図ります。

現状と課題

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得などの身体活動であり、人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっています。各年代に応じ、実施内容や目的、スポーツを実施する上での課題に違いがあるため、異なったアプローチが必要となってきます。

- 本市では、三好市体育協会に所属するスポーツクラブやスポーツ少年団などの組織の強化と交流が行われていますが、少子高齢化に対応した団体の設立、競技力の向上とスポーツ振興の両面の指導者の育成、老朽化が進む各施設への対応といったことが課題となっています。
- スポーツをする子としない子の二極化が進んでいます。
- コロナ禍による運動機会の減少がみられます。

方針

スポーツの実践のための機会や施設が充実し、市民が日常的にスポーツに親しめる環境づくりを目指します。

具体的施策

項目	内容
1 スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■本市における生涯スポーツ・レクリエーション活動を計画的に進めるため、「第2期 三好市スポーツ推進計画」に基づき各種活動を計画的に進めていきます。 ■本市の自然環境に適したスポーツの振興や心と身体のバランスを育む「健幸運動」を促進し、生活を楽しむ「健幸長寿」なまちづくりに取り組みます。
2 団体・クラブの育成	<ul style="list-style-type: none"> ■三好市体育協会に所属するスポーツクラブやスポーツ少年団などの組織の強化と交流、また、活動がより活発となるための支援を行います。 ■各地域で、*総合型地域スポーツクラブの設立等を促進するとともに、フライングディスクなどの*ニュースポーツなどの団体の設立に努めていきます。

<p>3 スポーツ指導者の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツ推進委員、スポーツ少年団の指導者などの指導力の向上に努めることで、スポーツ活動の活性化と競技力向上を図ります。 ■ 競技種目や年齢などに合わせたスポーツの振興を図るため、指導者の育成を促進します。 ■ 全種目に通じるトレーニングなどを指導するための、指導者の育成を促進します。
<p>4 スポーツ施設の有効活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 本市の様々な体育施設を有効に活用するとともに、学校体育施設を開放し、身近にスポーツに取り組めるような環境づくりに努めます。 ■ 各施設の老朽化に対し、利用状況を踏まえた計画的な修繕に努めます。
<p>5 市民主体によるスポーツイベントなどの活動の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ ニュースポーツや*パラスポーツ、*ゆるスポーツなど、誰もが気軽に楽しめるスポーツの促進を図りながら、チャレンジデーをはじめとした市民参加型のスポーツイベントなど市民が主体となる活動を促進し、市民相互の交流や親睦が図れるよう努めます。

関連個別計画

・三好市教育振興計画

・第2期 三好市スポーツ推進計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
社会体育施設の利用者数	人	135,000	140,000	145,000	150,000	155,000	160,000



目標

すべての人権尊重のために、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を目指し、人権教育・啓発事業を推進していきます。また、多様な生き方を選択できるように、性別役割分業の改革を行い、男女が公平に共同参画できる社会を目指します。

現状と課題

我が国における重要な人権問題には、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者、*LGBTQ +、アイヌの人々、外国人、HIV感染者やハンセン病患者など、刑を終えて出所した人、犯罪被害者とその家族などがあります。

また、最近ではインターネット上の掲示板やホームページへの差別的落書きや、情報の開示なども問題となっており、社会構造の変化とともに人権に関する新たな問題も発生しています。

本市においては、地域住民が生涯にわたって自主的に人権学習に取り組むことができる環境づくりを推進するため、住民ニーズに応じた多様な学習機会を提供することが必要となっており、各種団体との連携のもとに指導者の養成、人材確保やネットワーク化を図りながら、生涯学習関連施設の整備充実や地域を活かす人材育成のための「ひとづくり」に努めています。また、2021（令和3）年9月に、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族とともに、自分らしく生きる社会を目指すため、「三好市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を制定しました。

1948（昭和23）年に採択された「世界人権宣言」は2023（令和5）年で75年を迎えます。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたもので、様々な人権問題の解決には、私たち一人ひとりが人権問題を「誰か」の問題でなく、自分の問題として捉え、互いの人権を尊重し合うことが大切でありその心を育み未来につなげていく啓発活動が重要であるといえます。

- 人権問題解消のために、誰もがそれぞれの個性や能力を活かして、自己実現の達成を図っていくことを基本理念に、心豊かで生きがいのある社会、人権尊重の精神にあふれ暮らしの隅々にまで人権が根づいた「人権という普遍的文化」の実現を目指した取り組みを進めていくことが必要です。
- 人口減少、少子高齢化が進み*生産年齢人口が減少する中、男女の人権が尊重され、男性も女性も、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会は、職場の活気、家庭生活の充実、地域力の向上が期待されています。女性の活躍が進む国際社会の動きと連動し、国・県においても男女平等の実現に向けた法の整備など、様々な取り組みが行われており、男女がともに夢や希望を実現し、豊かな人生を送る男女共同参画社会の実現に向けた早急な取り組みが必要です。

方針

互いに認め合い、人権を尊重し合うまちの実現を目指します。

男女が仕事や地域活動において、一人ひとりの個性や能力を十分に発揮し、生き活きと輝くまちを目指します。

具体的施策

項目	内容
1 人権意識の高揚、啓発の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 人権啓発のための「人権教育講師団」の養成、市広報紙など各種の広報活動による啓発記事の掲載、また、人権啓発ポスター作品の有効活用、CATVなどで人権問題に対する周知を図り、市民の人権意識の高揚に努めます。■ 「部落差別の解消の推進に関する法律」を踏まえた同和教育に取り組み、すべての人権問題の解消を図るため、国や県などの人権教育・啓発に関する基本計画をはじめ、「三好市部落差別撤廃・人権擁護に関する条例」に基づき、人権教育・啓発に関するあらゆる施策を推進し、「人権尊重のまち」の実現に努めます。■ 2019（令和元）年9月「三好市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の導入により、「市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが大切なパートナーや家族とともに、自分らしく生きる社会」を目指すよう啓発に努めます。
2 社会教育での人権教育	<ul style="list-style-type: none">■ 社会教育における人権教育は、学習の機会を提供することが重要であり、「三好市人権教育推進協議会」、「人権教育講師団」を中心に、市民主体の教育、啓発活動を進めるための「ひとつづくり」を計画的に実施し、指導者を養成する研修会を実施します。■ 人権教育を生涯学習の中で明確に位置づけ、人と人のつながりや関わりを大切にし、人と人、地域と地域の交流を図ることを目的として、人権教育をさらに推進します。
3 学校教育での人権教育	<ul style="list-style-type: none">■ 学校教育における人権教育については、人権教育年間指導計画に基づき、教育活動全体を通して発達段階に応じた人権教育を推進していきます。■ 教育活動全体を通して人権尊重の精神の涵養を図りながら、命の尊さを人権教育の基盤に据え、自分だけでなく他人の人権も相互に尊重し合う人権教育を推進します。■ 教職員においては、児童・生徒一人ひとりを大切にすることを基本姿勢として、各学校の学校教育目標の実現を図り、いじめや不登校、非行、体罰などのない学校の実現を目指します。

3 学校教育での人権教育	<ul style="list-style-type: none"> ■ 学校だけでなく家庭、保護者との連携を図りながら、親子で学ぶわかりやすい人権教育を推進します。
4 人権教育推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権教育の推進を図る中心的役割を担う「三好市人権教育推進協議会」の機能を高めるとともに、今後もさらに人権教育の内容の充実を図ります。 ■ 「三好市人権教育推進協議会」や「人権教育講師団」による将来的な人権教育の指導者育成と、あらゆる場での人権教育に対応できる環境づくりを推進します。 ■ 教職員研修の充実を図り、人権教育の課題と、問題解決のための実践を行います。各種研修会の参加と校内研修の充実や公開授業の実施など、家庭、地域社会への人権教育を推進します。 ■ 行政としての人権教育・啓発に関する総合的な展開を図るため、庁内に設置されている「人権施策推進本部」が中心となり、各部局課の緊密な連携や調整を行いながら、総合的に人権施策の推進を図ります。また、職場や地域での人権教育の中心となる職員の育成に努め、各部署に人権啓発リーダーの設置を進めるとともに、職員の意識改革と資質の向上を目指し、市職員全体の意思の統一を図りながら、定期的な職員研修の実施に努めます。 <p>【人権教育推進協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ これまでの人権教育を後退させることなく、広く、深く全市で人権教育に取り組んでいくため、基本方針及び事業計画を定め、人権教育の推進を図ります。 ■ 「三好市人権教育推進協議会」の内部組織の充実を図り、学校教育部、社会教育部、企業職域部など専門部会を通じた、より広範囲な教育・啓発活動に取り組みます。 <p>【人権教育講師団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 同和問題、女性、高齢者、障害のある人、子ども、外国人、その他あらゆる問題に対応できる専門の講師団を設置し、市内各地で開催される各種の集会などを利用するなどして、地域に密着した人権教育・啓発を推進します。
5 人権教育・啓発推進拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来的には市民があらゆる人権について学習でき、人権教育について中心的役割を果たすための、啓発推進拠点づくりや整備に取り組みます。 ■ 人権教育啓発推進センターなど、関係機関との連携を図ります。

6 人権擁護活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人権擁護活動の中心である人権擁護委員や関係機関との連携を強化し、人権擁護委員の相談・啓発活動の支援を行います。 ■ 様々な人権問題に対する相談に対し、市民が気軽に相談できる場の確保に努めるとともに、より専門的な相談にも対応できる体制の充実に努めます。
7 男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「三好市男女共同参画基本計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進を図ります。 ■ 男女が性別に関わりなく、社会のあらゆる分野へ平等に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現に努めます。 ■ 男女の固定的役割分担の意識改革を図り、男女がお互いの人権を尊重し、対等なパートナーとして協力し合い、喜びや責任を分かち合える社会づくりに向け、ワーク・ライフ・バランスの実現、女性の自立と社会参画を支える環境づくりを推進します。 ■ 女性問題に対して専門的に啓発を推進する指導者の養成を行います。また、家庭、地域社会、職場などにおける男女共同参画の普及・啓発に努めます。
8 支え合う地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民一人ひとりが「福祉の担い手であると同時に、福祉の受け手でもある」ことの自覚を深め、思いやりや助け合いの心で、お互いに「支え合う地域づくり」の啓発を市全体で推進します。

関連個別計画

・三好市男女共同参画基本計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
人権教育啓発事業の参加者数	人	1,956	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100

地域性を活かした魅力ある煌めくまち

農林業の振興



目標

農業については、基盤整備とともに優良農地の保全を進め、生産奨励や特産品づくりなどの高付加価値化と農地の利用集積、遊休農地解消に取り組み、安定した農業経営の促進と後継者の育成を図ります。

林業については、優良木材の育成、適切な森林整備、林道整備など、森林経営の健全化と森林資源の適正な維持管理、質的向上を図っていきます。

現状と課題

【農業の振興】

本市の農業は、高齢化が進行し担い手不足が問題となるなど、農業全体における生産基盤、生活基盤の弱体化がみられます。

農業生産面においては、ブロッコリー、豆類、柑橘類、平坦部では、なす、きゅうり、イチゴ、山間部では、ブロイラー、豚、茶、ゆず、トマト、山菜、花卉など、施設園芸として、夏秋イチゴ、夏秋トマト、サラダハウレン草、菌床しいたけなどの生産が伸びを示していますが、米、麦類は減少傾向にあります。

農業経営においては、総体的に、山間部を中心に経営規模は零細で大半が兼業農家であり、自家消費目的の栽培農家が多く見受けられます。山間地の急峻な地形と、急傾斜地の立地条件の悪さに加え、過疎化による後継者不足や高齢化なども重なり、農業が衰退傾向にあります。^{*}世界農業遺産「^{*}にし阿波の傾斜地農耕システム」の保全継承は、市の農業振興を図る上で重要なテーマとなっています。

また、イノシシやニホンザル、ニホンジカなどの有害鳥獣の問題は深刻化しており、防護柵の設置や捕獲などの農作物を守る対策を行っています。

- 農家の経営安定に向けた取り組みとして、地域の特性を活かした収益性の高い作目や作型の導入、中核的な農家への農用地の利用集積、^{*}6次産業化や農商工連携に対応する新商品の開発などを進め、さらに、観光産業との連携による農村と都市住民との交流イベントや体験型教育旅行の受け入れ拡充、農家民泊の推進といった取り組みを進めていくことが必要です。
- 青年労働者や新規就農者、女性農業者、^{*}集落営農組織など、地域農業の担い手育成を推進するとともに、情報、学習、研修の場の提供に努め、AIやICTを利用した農業経営などを検討していくことが必要です。

【林業の振興】

本市の森林面積は、64,667haで市の総面積の約89.6%を占めており、このうち85.3%が民有林となっています。健全な森林づくりにおいては、事業体ごとに区域を設定して間伐計画を立て、計画的に森林整備を行い、素材生産においては、高性能林業機械の導入による生産量と林業従事者の増加につなげました。

木材加工品については、「^{*}みなとモデル」をきっかけとして木材加工事業者と都市部の連携が行われ、^{*}特用林産物は生産事業者の努力により、県下有数の産地としての高い市場性を確保しています。

森林の持つ多面的機能は、国土の保全、環境問題、保健文化機能など産業以外にも多くの役割を果たすことから、その重要性が再認識されています。本市においても、黒沢湿原を中心に行われた森林整備は、希少植物の保全やオンツツジの自生を促し、森林とふれあい親しんでもらう場が生まれ、市民の心身の健康や自然環境を活かした観光への活用として期待されています。

- 林道及び林業専用道などの路網整備については、補助事業を活用し、林内路網密度が37.6m/haまで整備されましたが、引き続き森林整備の効率を飛躍的に高め、森林施業を合理的に行うために、さらなる整備を推進することが必要です。
- バイオマス利用による産業の振興については、市内の温泉施設5箇所にバイオマスボイラーが導入されており、今後は公共施設などへのバイオマスエネルギー利用などを計画的に推進していくことが必要です。
- 林野庁が創設した「新たな森林管理システム」のもとで、本市としても間伐や路網といった森林整備や人材育成・担い手の確保及び木材利用の促進や普及啓発などに取り組むため、
*森林環境譲与税を十分に活用していくことが必要です。

方針

担い手の育成や経営基盤の強化を図るとともに、観光と連携した販売力や競争力の向上を目指します。

具体的施策

項目	内容
1 農業振興推進指導體制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国・県・関係団体と連携し、生産者・*認定農業者・新規就農者・集落営農組織・生産団体などの育成を図り、高齢化や担い手不足に対応していきます。
2 農業基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農業生産、農業経営の利便性向上のため、また、農村集落と都市部を結ぶ生活道として、農道の整備・改良を進めます。 ■ 農業用排水路、かんがい用水施設、*ほ場整備、農業ため池整備などの土地改良事業について、地域の要望を踏まえながら、国・県の補助事業を活用し、整備を進めます。 ■ 農地の保全、田畑や用水路が持つ防災機能の把握や体制の確立、遊休農地の解消に向け、各種事業を活用し、地域の活動を支援します。 ■ 担い手農家、各生産団体などが行う農業生産基盤整備、近代化施設整備について、国・県の補助事業を活用し、積極的に支援します。
3 農村の環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ イノシシやニホンザル、ニホンジカなどの鳥獣害対策について、有害鳥獣から農作物を守る防護柵の設置を進めるとともに、集落単位で行う対策を支援し、荒廃した森林の保全も含めた有害鳥獣捕獲に取り組みます。 ■ 都市と農村とのふれあい交流の場として、農産物加工直販施設などの交流施設の維持・整備に努めます。また、農家民泊などを推進し、「食と農の景勝地」としての魅力を高めていきます。

4 農業の担い手・中核的農家育成の推進

- 農家の経営安定を図り、将来の農業を支える担い手農家を育成するため、青年新規就農者、農業後継者、認定農業者、認定新規就農者、農業指導者の養成や中核農家の育成に向け、県・JAと共同で個性ある豊かな農業の育成のための相談指導体制の確立に努めます。
- 地域農業の担い手育成を推進するとともに、情報、学習、研修の場の提供に努めます。
- 農地法や、農業経営基盤強化促進法を中心とする農地の権利移動、農地の流動化により、認定農業者など担い手農家、農業法人への農地の利用集積を促進し、遊休農地の解消を図るとともに、農業経営基盤の強化を図ります。

5 農業の高付加価値化の推進

- 関係機関と連携し、地域の特性を活かした特産品の開発や生産奨励を推進します。品目としては、祖谷のそば・こんにゃく・ごうしゅいも（源平いも）・雑穀類・はれひめなどの柑橘類・しいたけ・茶・山ブキ・山菜・つまもの・ブロイラー・阿波地美栄・薬草などについて検討します。
- 中山間地域における農業・農村の持つ多面的機能の維持増進を図ります。
- 観光振興と連携した農産物のブランド化を推進するとともに、新商品開発や販路の拡大、加工原料生産などといった6次産業化に取り組む担い手を支援し、農家所得の向上や地域の活性化を図ります。
- 農村婦人、生活改善グループなどによる加工食品の開発、商品化への取り組みと販路拡大を支援します。また、直販施設などを関係機関と連携して整備し、地元農産物及び農産加工品ならびに、阿波地美栄の販路拡大を図ります。
- にし阿波観光圏協議会と連携し、農泊（体験型教育旅行）の拡充を図り、「※千年のかくれんぼ」観光圏ブランド、「世界農業遺産ブランド」を活用した農産物のブランド化を推進するとともに、農林産物の6次産業化に取り組む担い手を支援し、地域の魅力である農村の暮らし体験メニューの造成に努め、農家所得の向上と、地域の活性化を図ります。
- 学校給食などへの地元農産物の利用を促進し、地産地消・地消地産の取り組みを推進します。
- 家畜排泄物の堆肥化を進めるとともに、農業集落排水施設汚泥堆肥を活用した環境保全型農業を推進します。また、有機栽培など付加価値の高い取り組みに対して、積極的に支援していきます。

5 農業の高付加価値化の推進	<ul style="list-style-type: none">■ 世界農業遺産認定を受けた「にし阿波の傾斜地農耕システム」の保存継承に向けて、推進協議会のもと、農地保全アドバイザーを設置し集落の取り組みを支援します。地域の食料及び生計の保証に向け、担い手対策・農地保全・6次産業化・農泊の推進・食文化の発信に努めます。併せて、生物多様性・伝統的知識システム・文化価値・※ランドスケープの保存継承に努めます。
6 健全な森林づくりの推進及び素材生産の振興	<ul style="list-style-type: none">■ 事業体ごとに区域を設定し、間伐を計画通りに進め、計画的に森林整備を行うため、森林整備地域活動支援事業を実施します。■ 市内の林業事業体に、高性能林業機械導入などの補助を行い、生産性の向上及び労働強度の軽減を図り、素材生産量や林業従事者の増加を図るとともに、国・県・市・事業体との連携により、森林施業のさらなる効率化を図ります。
7 林業従事者の育成	<ul style="list-style-type: none">■ 林業に従事する意欲を高めるため、地域の高等学校などと連携を図り、林業の知識・技術・技能の習得による人材育成を積極的に行います。■ 団地化や森林経営計画策定を推進し、長期的視点に立った森林づくりや計画・指導ができるようなリーダーの育成を行います。
8 森林の多目的機能の整備	<ul style="list-style-type: none">■ 希少動植物の保全や散策・森林浴、釣りや※トレッキングといった保健・レクリエーション機能などが提供される、親しみのある森林をつくり、市民の心身の健康や自然環境を活かした魅力的な観光資源の創造に寄与するよう努めます。
9 林業・木材生産物の振興	<ul style="list-style-type: none">■ 木材加工品については、加工体制の充実と需要の動向の調査を行う中で、付加価値の高い製品づくりと流通体制の強化を促進します。■ バイオマス利用による産業の振興については、公共施設などへのバイオマスエネルギーの利用などを推進し、「※地域循環エコシステム」の計画を進めます。

10 森林環境譲与税の取り組み

- 不在村地・不採算森林地を明確にするため、林地台帳の整備を行います。
- 林業経営に適した森林においては、意欲と能力のある林業経営者に林業経営を再委託します。
- 林業経営に適さない森林においては、本市で経営管理権を設定し、広葉樹林化への主伐・更新伐の委託発注などを行います。
- 川中・川下との連携を強化するため、木育を通しての普及啓発や木材利用の促進を図り、森林資源の循環利用ができる環境づくりを整備します。
- 林業従事者の増加、担い手育成のため高等学校等と連携を図ります。

関連個別計画

- ・三好市農業振興地域整備計画
- ・三好市森づくり基本計画

- ・三好市森林整備計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
認定農業者数	人	43	44	45	47	49	50
森林の間伐整備面積	ha	452	460	470	480	490	500



目標

商業については、円滑な事業承継をサポートすることにより市内事業所の廃業を抑制するとともに、ウィズコロナ時代への早期転換を促すための各種支援を行い、持続可能な産業の発展に努めます。

工業については、企業立地が若者の定住を含め、人口の定着とまちの活力向上に重要であるため、企業の誘致に努めます。

現状と課題

【商業の振興】

本市の商業は、池田町のJR阿波池田駅周辺地域を中心に古くから県西部の中核商業地として発展してきました。現在も、国や県の機関が存在し、県西部の中心部として重要な役割を担っています。

本市においては、食料・衣料・日用雑貨品などを主とした、小規模な家族経営の地域密着型店舗が大半を占めています。特に山城地域、西祖谷地域、東祖谷地域では、大歩危・小歩危峡、祖谷のかずら橋、祖谷溪谷、剣山などの全国でも有数の観光地に恵まれ、観光産業としての商業圏を有しています。

近年、消費者の買い物行動の変容により大型量販店やインターネットでの購買が増え、地元商店街などでの購買が減少してきています。

また、新型コロナウイルス感染症拡大による消費、^{*}インバウンド需要の減少、人口減少や事業者の高齢化、後継者不在による廃業が市内の商業の低迷をさらに深刻化させており、この状況が続くと市民にとって必要不可欠なサービスの提供が地域で供給できなくなる可能性もあります。

【工業の振興】

本市の工業は、池田地域を中心に食品、木材、たばこなどの製造・加工を柱として発展してきましたが、少子高齢化と人口減少の進行、立地企業の工場閉鎖やこれまでの景気低迷の影響などで、衰退してきています。

本市には工業適地が少なく、工場誘致が大きな課題ですが、三野地域において工業団地が形成され積極的な取り組みが行われています。

- 産業の振興や新事業の創出、起業支援などを一層進めることで、足腰の強い産業を育成し、地域経済の活性化を図ることで、新たな雇用の場の創出へつなげていくことが必要です。

方針

商工業者の持続的発展に努めるとともに、廃業を抑制し、起業・創業等による活力あるまちを目指します。

具体的施策

項目	内容
1 企業間連携の推進	■ 市内に進出しているサテライトオフィスと地元企業の連携による新商品開発や、市内IT系企業と地元企業のマッチングにより、地元企業のICT利活用の推進を図ります。

2 経営基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 商工団体と連携し、商工業者の相談体制の強化に務めます。 ■ 国・県・関係機関などそれぞれの補助、支援制度などの積極的な情報提供を行い、それらを活用することにより事業者の経営基盤の安定を図ります。 ■ 事業継続相談体制の充実及び、事業者の事業継続計画（BCP）の策定を支援します。
3 魅力ある商店街の形成	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内に点在する魅力ある商店街の形成に向けて、商店街の相互協力体制の構築を図り、商工会議所や商工会、関連機関と連携し、地域資源と強みを活かした地産地消の促進、イベントや各種会議の開催に努め、入込客数の増加、関係・交流人口の増加へとつなげます。
4 新規市場開拓	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係機関などが開催する各種物産展への出展機会を増加させることにより、新規顧客の掘り起こしを強化します。 ■ 関係機関と連携し、市内への訪日外国人をターゲットとした事業展開や商品開発を支援します。 ■ 新たな販売形態（電子商取引など（EC））の推進による需要の拡大を支援します。
5 円滑な事業承継	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市内事業所の円滑な事業承継の相談体制を強化するため、各関係機関とのネットワークを強化します。 ■ 事業承継セミナーなどを開催することにより、事業承継に対する早期取り組みの意識の醸成や啓発に努めます。
6 工業の活性化への支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国・県・関係機関との連携を強化し、技術開発・高品質化などの取り組み、農商工連携による新事業展開を支援していきます。
7 企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業誘致については、企業立地促進条例の支援措置などの情報を積極的に発信し、空き家、空き店舗、廃校など市域にある遊休施設も活用しながら、サテライトオフィスなどの誘致活動を推進し、雇用の増大を図るよう努めます。
8 起業支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 潜在的起業者の掘り起こしから、起業支援、起業後のフォローアップまで支援する体制を整えます。

関連個別計画

- ・第2次三好市中小企業振興計画
- ・三好市創業支援事業計画
- ・事業継続力強化支援計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
市内事業所数（経済センサス）	社	1,499	→				1,424
製造品出荷額（工業統計）	百万円	27,076	27,100	27,125	27,150	27,175	27,200



目標

観光業・農林業・商工業と連携した雇用の場の確保に努め、本市への定住を促します。就労意欲の高い高齢者、障害者や女性など、それぞれの能力や状態に対応した就労機会の創出や環境整備を進めるとともに、市内児童生徒に対する出前授業等を実施することにより、将来の地元就職意識の醸成に努めます。

現状と課題

国際化に伴う工場の海外移転、若年労働者の減少、高齢化の進行と定年延長の動き及び女性の社会進出、また新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用機会の減少、働き方の多様化など、雇用・就業環境は大きく変化しています。

※ウィズコロナ・※アフターコロナにおける今後の消費・需要の回復のためには、雇用の下支えが不可欠であり、雇用の維持、創出を図ることや、市内企業の持つ魅力を若者に伝えることにより、雇用の拡大につなげていくことが必要です。

また、本市の人口は減少を続けており、人口ビジョンをもとに、「まちひとしごと創生」に向けた地方版総合戦略により、人口減少の抑制に対する取り組みを進めていますが、定住や移住を促進するためには、「雇用の充実」は特に重要な課題です。

また、若者の雇用促進に向けて、市内の児童・生徒に対し様々な「仕事」に触れる機会を創出することで、将来の地元への就職を促します。

- 本計画においても、重点目標の一つとして「雇用の確保」を掲げ、その視点を持って基本施策全般を展開しており、観光業・農林業・商工業と連携した雇用の場の創出や確保、新たなサービス産業の育成、若者、女性、高齢者、障害のある人など働く意欲のあるすべての人々が、能力を發揮し、安心して働き、安定した生活を送ることができるよう就労環境の改善を図ることが必要です。
- 市域にある遊休施設を有効に活用しつつ、サテライトオフィスの誘致をはじめとした企業誘致を進めていくとともに、移住者にとっての生きがいや働きがいにつなげ、人口の増加や地域の活性化が図られるよう努めることが必要です。

方針

働く意欲のある人材や安心して働ける活力に満ちた産業活動が展開されているまちを目指します。

具体的施策

項目	内容
1 魅力ある就労の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若年層への就業の充実、雇用の促進を図ります。 ■ 非正規労働者の労働条件の改善に向け、職業安定所や企業と連携し、職業紹介体制や相談業務の充実を推進します。 ■ 男女の均等な雇用機会の確保や障害者や高齢者の社会参加を支援します。
2 各産業連携による雇用の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ 産業の振興や新事業の創出、起業支援などを一層進めることで、足腰の強い産業を育成しながら、観光業・農林業・商工業と連携した雇用の場の確保に努めます。

<p>3 サテライトオフィスの誘致など企業誘致活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小規模の事業所を含めた企業立地促進条例の支援策を活用し、企業にとって魅力ある誘致施策を展開して、多くの雇用が生まれるよう努めます。 ■ 新型コロナウイルス感染症拡大による地方回帰の流れに対し、空き家・空き店舗、廃校など市域にある遊休施設も活用しながら、サテライトオフィスをはじめ企業の誘致促進に努めます。
<p>4 人材の育成と確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 若者の地元雇用のために、地元の高校生を中心に、様々な事業の魅力を「オールみよし就職ナビ」などで伝え、地元への就職（Uターン就職含む）を促すとともに、児童の勤労意識の醸成にも取り組みます。
<p>5 就労機会の創出、※プロフェッショナル人材の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 就労意欲の高い高齢者、障害者や女性など、それぞれの能力や状態に対応した就労機会の創出や労働環境の整備を進めるとともに、プロフェッショナル人材の活用を促進していきます。
<p>6 就労環境の改善</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子育て世代には保育の面での支援、介護を必要とする人を抱える世帯には介護の面での支援として、就労環境の改善に向けた企業などへの働きかけを行います。 ■ ※ワーケーション、テレワークを始めとした、あらゆる働き方の実現に向けた取り組みを推進します。
<p>7 特定地域づくり事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口急減地域特定地域づくり推進法（地域の担い手不足を解決するため、複数の事業者の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出する目的）で設立された組合に対し、職員の人件費を含めた組合の運営経費に対する財政的支援を組み合わせ、地域の担い手確保の取り組みを推進するため、特定地域づくり事業協同組合へ交付金を交付します。

関連個別計画

・第2次三好市中小企業振興計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
サテライトオフィスなど企業誘致数	社	8	9	9	10	11	11
有効求人倍率（ハローワーク三好管内有効求人倍率）	倍	1.37	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00



目標

昨今の観光をめぐる環境の変化として、旅行者における「持続可能な観光／旅行」への意識の高まりが注目されていることを踏まえ、農林業やアウトドアスポーツとの連携による体験型観光、歴史・文化の残るまちなみ歩きなどを活用し、変わらぬ秘境や、そこに暮らす人々との触れ合いを大切にした、持続可能な観光地域づくりに取り組みます。

現状と課題

本市は、剣山山系に源を有する祖谷川の源流から吉野川上流域までの広範囲なエリアから構成され、剣山国定公園を中心とした祖谷、大歩危・小歩危などの起伏に富んだ自然景観に恵まれるとともに、国重要有形文化財「祖谷のかずら橋」や重要伝統的建造物群保存地区「東祖谷山村落合」など伝統ある文化財や観光地が数多くあります。

新型コロナウイルス感染症拡大は、市内の観光産業に対しても多大な影響を及ぼすこととなりましたが、観光市場にも再開の兆しが見えています。そこで、アフターコロナに向けて、官民が連携した対応が求められています。

また、110を超える国・地域で発刊されている大手旅行雑誌ロントリープラネットの「BEST IN TRAVEL 2022」において、お勧めの旅行先として日本から唯一、四国が地域部門第6位に選ばれ、あらためて四国の秘境「祖谷」が注目されることとなりました。インバウンドの回復に向けて、受入環境の整備が急務です。

現在、旅行者における「持続可能な観光／旅行」への意識の高まりが注目されています。国内外の旅行者から選ばれる目的地となるためには、自然環境に配慮し、歴史文化を保全継承し、人の営みを継続するという観光地域づくりに取り組み、発信していくことが求められています。

- アフターコロナ等に対応するため、「安心安全な観光地づくり」「新しい旅行スタイルに対応した滞在型観光の促進」「DXを活用した誘客の推進」「持続可能な観光地経営に向けた具体的な取り組み」など、観光施策の新たな視点が必要です。
- 観光を通じて地域の持続可能性を高めるためには、永続的に地域が活気のある状態で、将来にわたり繁栄し続けることが必要です。そのためには、観光振興によって多くの観光客が訪れ、地域経済が活性化されることが必要です。
- 通過型観光が主流となり、市内周遊を行わない本市の観光動態の課題解決に向けて、魅力ある体験型^{*}コンテンツの造成、大歩危祖谷地域から「まちなか」、その他の地域への誘客など、観光消費額を伸ばすような取り組みを推進することが必要です。

方針

三好地域の強みを活かし、観光資源をより一層磨き上げることで、何度でも訪れたいくなる「三好市まるごと観光」を目指します。

具体的施策

項目	内容
1 観光基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ■ 大歩危・祖谷を中心とした[*]二次交通の充実や、本市の魅力である自然景観の保全と景観に配慮した施設の整備を推進します。 ■ インバウンド観光客の受入環境の整備を推進します。 ■ おもてなし環境の構築、有償ボランティアガイドの養成、次世代に向けた観光教育、災害時等の観光客の危機管理対応など、ソフト面での環境整備を推進します。 ■ 観光案内所、道の駅、地域連携[*]DMO「(一社)そらの郷」などとの連携による[*]ワンストップ窓口機能の充実を通じて、観光客が快適かつ安心して周遊・滞在できるための受入環境整備に取り組みます。
2 観光消費額増加施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観光客の宿泊を促す、滞在時間を延ばす、購買を促すために「三好市の地域ブランディング」を目指します。 ■ [*]マーケティングリサーチの展開、食の魅力創出、ジオを活用した自然及び自然と歴史文化の関係性を魅せる仕組みづくり、文化・歴史の魅力創出、[*]ナイトタイムエコノミーの推進、情報発信、営業の強化に努めます。
3 観光振興の効果発現のためのデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域経済活性化に向けた外貨獲得の地域ビジネスモデルのデザイン（経済波及効果の最大化による生活利便性の向上）、新しい「地域コミュニティ形成」に向けたデザイン（衰退する地域コミュニティ再生）、環境保全に向けた持続可能型の観光開発に向けたデザイン、地域の文化の保護、継承に向けたデザインに取り組みます。
4 持続可能な観光地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 持続可能な観光の推進に向けて、官民が連携する組織として「三好市観光推進会議」を設置し、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）、そのベースとなる国際指標（GSTC）に基づく観光指標について、客観的データ測定による現状把握から、目標の設定、取り組みと施策の実施、達成状況のモニタリング、検証結果に基づく改善、という循環サイクルを継続的に実施し、三好市観光基本計画に掲げる戦略の実現に繋がります。

5 アフターコロナ等への対応

■「安心安全な観光地づくり」「新しい旅行スタイルに対応した滞在型観光の促進」「DXを活用した誘客の推進」「IyaValley受入環境整備促進事業」「インバウンド（欧米豪・東アジア）戦略事業」「にし阿波観光圏・地域連携DMO観光地域づくり事業」「アウトドアスポーツのまちづくり事業」などの取り組みを進めます。

関連個別計画

・三好市観光基本計画

・にし阿波～剣山・吉野川観光圏整備計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
年間入込客数 (祖谷のかずら橋)	人	300,000	340,000	360,000	365,000	370,000	375,000
外国人宿泊者数	人	15,000	24,000	30,000	35,000	35,500	36,000



目 標

市民と行政がそれぞれの役割と責任を果たし、互いの連携のもと協働によるまちづくりを推進していくとともに、地域の担い手の確保と地域づくりへの人材育成などを推進していきます。

現状と課題

本市では、自治会単位や公民館単位のコミュニティによって、それぞれ特色ある活動が行われています。また、趣味やスポーツといった共通の関心を持った人々で組織されているコミュニティ活動も盛んに行われています。

また、本市は広大な地域に多くの集落が散在し、山間部の集落では人口減少・高齢化は顕著となっています。

- コミュニティには、生涯学習、地域福祉、生活環境や青少年の健全育成など、まちづくりの全般にわたる活動が存在することから、地域リーダーの養成や地域活動団体の育成・支援が必要です。
- 現在行われている「市報みよし」発行や公聴会開催、ホームページによる情報の発信といった、広報・広聴活動をさらに充実したものとし、市の政策形成過程から市民に参加してもらう体制づくりが必要です。
- 市民参加の機会を拡充し、より強固な市民参加型の協働のまちづくりが必要です。
- 買い物弱者への対応や地域でのシルバー人材の確保などの課題があり、集落機能を維持するための支援策が必要です。

方 針

市民と行政がそれぞれの役割分担による参画と協働を進める仕組みが構築され、市民が主役のまちづくりを目指します。

具体的施策

項 目	内 容
1 活力ある地域づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「三好市まちづくり基本条例に基づき、積極的に住民参画の推進を図ります。さらに、市民活動、協働活動情報の収集及び発信といったネットワークの構築や、人材育成も含めたサポート体制の確立に取り組みます。 ■ 古くから伝わる地区や集落の伝統芸能や諸行事について調査・保存し、伝承に努めます。 ■ 活力ある地域づくりを進め、自主的・継続的にまちづくり活動を行う団体・個人に対する活動支援が、効果的となるよう内容を見直しつつ進めていきます。

2 集落環境づくりとコミュニティ基盤の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口減少と高齢化に対応した要綱の見直しなどを図り、移動販売・配達事業者の支援、私道の開設・改良・舗装整備の支援、道路の除草作業の支援、集会所などの新築及び修繕の支援、有害鳥獣対策の支援、生活用水確保の支援などの「集落支援包括事業」を実施し、集落の維持と活性化を図ります。 ■ コミュニティ活動備品の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、活力ある商店街づくりや地域の国際化の推進及び地域文化への支援を行っていくための基盤整備を推進します。
3 行政評価システム（※PDCA サイクル）などの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政評価システムを活用し、施策や事業の成果などを検証、評価し次の改革に結びつけ、市の行っている事業などについて市民に対し十分な説明を行い、市の透明性を高め市民との信頼関係や協働関係を深めます。 ■ 市民の視点で評価を行う外部評価の方法も用いるよう努めます。
4 情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市広報紙やホームページ、SNS を通じて市の行政情報の発信に努めます。 ■ 自治会長会などの場で広聴活動を行い、引き続き住民ニーズの的確な把握に努めます。 ■ 市民の視点で評価を行う外部評価の方法も用いるよう努めます。
5 集落支援員制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、市職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握などを実施するとともに、問題解決に向けて地域と行政との連絡調整及び支援を行います。
6 地域おこし協力隊制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 都市からやる気のある人材を受け入れ、地域おこし活動の支援や農林業・観光業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事し、地域活性化に貢献する活動に取り組みながら、その地域への定住・定着を図ります。

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
市民や団体より提案された活力あるまちづくり活動数	件	12	12	15	15	20	20
集落支援包括事業実施件数	件	300	300	300	300	300	300



目標

地域コミュニティを再構築し地域を持続していくためにも、将来を担う青年の積極的な社会参画に向けて、商工会議所青年部や青年会議所などと連携を図り、ボランティアの体制を整えるなど環境づくりを促進します。

現状と課題

人口減少の進行により、地域で活動する人材の確保が課題となっている中で、今後、まちづくりの担い手として、青年の地域社会への参画がより一層求められています。

- 近年では、少子高齢化の進行による若者の減少、就業エリアの広域化、臨時雇用や派遣など、不安定な雇用形態にある若者や、ひきこもり、ニートと呼ばれる青年が増加するなど、新たな社会的課題が明らかになり、地域に密着した活動を行うことが非常に難しくなっています。
- 青年がまちづくり活動を通して地域社会と深く関わることは、地域にとってはもちろんのこと、青年が成長していく上で大変重要な意味を持っていることから、青年層による地域活動の機会を充実させるなどの青年の育成が重要な課題です。

方針

地域活動の中心的な存在として、青年が生き生きと活動するまちを目指します。

具体的施策

項目	内容
1 人材の育成及び参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材の育成や、まちづくり参画の意識を高めるため、青年層を中心とした生涯学習講座やワークショップなどを開催します。さらに、市ホームページなどによる*パブリックコメント制度の充実を図ります。
2 青年の積極的な社会参画	<ul style="list-style-type: none"> ■ スポーツイベントには、企画から運営に、ボランティアスタッフとして、より多くの青年に参加してもらえよう各種スポーツ団体、学校などと連携を強化します。
3 地域と若者の交流の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域行事などに、企画・運営の段階から若者が携われるような支援をするとともに、地域と若者が持つそれぞれの課題や問題点を話し合い、解決につなげる場を作っていきます。 ■ 男女の交流の場から生まれる意見などを社会参画につなげていきます。

関連個別計画

・三好市男女共同参画基本計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
各種スポーツイベント等の青年ボランティアの参加率	%	60.0	64.0	68.0	72.0	76.0	80.0



目標

姉妹都市交流の継続と拡充、民間レベルの多様な国際化社会の対応を支援できる体制の整備や人材育成を図ります。

現状と課題

本市では、アメリカ合衆国オレゴン州ザ・ダルズ市及びワシントン州タクイラ市と、それぞれ姉妹都市提携を結び、これまで中学生を中心にホームステイなどによる交流を続けています。

国際化時代の中で外国籍住民は増加しており、市内観光施設へも多くの外国人観光客が訪れています。こうした傾向はコロナ禍において近年停滞は見られるものの、ポストコロナにおいては継続していくものと思われます。

また、学校教育においては、市内の小・中学校で外国語指導助手（ALT）による授業が行われています。

- 国際交流団体への継続的な支援が必要です。
- 外国籍住民の暮らしやすいまちづくりを進めるため、日本語の学習支援や生活情報の提供、交流活動等の取り組みが必要です。
- 外国語教育の充実が必要です。
- 外国人に優しい観光案内設備の改善等を図ることが必要です。

方針

外国人との交流活動を活発にしていくことで、まちのPRや人材育成、移住・定住に役立てていきます。

具体的施策

項目	内容
1 国際交流推進体制の整備	■ 本市には、「三好市国際交流協会」が結成されており、姉妹都市交流として、親善団の受け入れと本市からの派遣を行うなど、国際交流推進体制の充実を図ります。
2 交流によるまちの活性化	■ 交流の場の創出や日本語教室等の生活支援等による外国籍住民の暮らしやすいまちづくりを進めるとともに、外国人観光客との友好交流を通して市民の国際感覚を豊かにし、まちの活性化につなげます。

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
国際交流協会会員数	人	30	32	35	40	45	50



目 標

市民のニーズに対応した質の高いサービスの提供に努め、戦略的な事業の立案や計画的な事業の進行・管理を進めていきます。また、本市のブランドコンセプトに沿って「業務改善」を通じた職員の「意識改革」に取り組むとともに、研修などによる資質向上をさらに進め、行政サービスの充実に努めます。

現状と課題

人口減少に伴う急速な少子高齢化は、現役世代の負担を増加させ、地域の社会や経済に大きな影響を与える深刻な問題です。人口減少問題を克服するためには、行政、市民が一体となって諸課題に取り組んでいく必要があります。

さらに、財政状況が厳しくなっていく中、複雑・多様化する行政需要に対し、多様な主体により、確かな公共サービスを提供していくため、効率的な施策を推進するとともに、民間でできることは民間に任せ、住民参加・協働の行政を進め、さらなる地方分権の推進に取り組んでいくことが求められています。

今後の財源不足に対応するために事業効果を検証して事業の見直しを図るなど、さらなる経費の節減・合理化に努めるとともに、将来増加する公共施設の維持更新費用を適正化するため、公共施設の適正配置を検討することが求められています。

- 自治体職員に求められる能力が変化してきている中、市民満足度の向上を図るためには、常に市民目線で考えることや、専門的な研修などによる職員の資質の向上と意識改革を図り、効率的で主体的な行政運営を推進していくことが必要です。
- 本市の財政状況は、地方交付税の減少や税収の減少などにより、厳しい状況になると予測されます。そのため、これまでも積極的な行財政改革に取り組んできましたが、簡素で効率的な行財政体制の構築をはじめ、予算面においても歳入の確保と、事務事業の見直しや人件費削減などの歳出抑制を実施し、持続可能な財政基盤を築くことが必要です。
- 急速な情報化の進展とともに市民活動も活発化し、公共・公益活動への市民参加意識が高まっています。今後ますます高度化・多様化する市民の課題やニーズに対応するとともに、簡素で効率的な行政を実現する観点から、行政と市民がお互いの役割を分担しながら、協働してまちづくりを進めていくことが必要です。

方針

市民満足度の高い行財政運営を図り、効果的で効率的な行政サービスの提供を目指します。

具体的施策

項 目	内 容
1 行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行財政改革を推進するため、新たな行財政改革の計画を策定し、行財政改革に積極的に取り組みます。 具体的には、これまでに取り組んできた民間委託の推進、*指定管理者制度の活用、第三セクターの見直し、定員管理及び給与の適正化などを継承しつつ、公共サービスを効率的、効果的に提供するため、ICTの活用などによるさらなる業務改善を進めていきます。

2 民間委託などの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政運営の効率化や、市民サービスの向上のため、行政が今後も実施すべき業務であるか否かの視点に立ち、民間委託などの実施が適当な事務事業については、積極的、計画的に民間委託などを推進します。
3 指定管理者制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公の施設の管理運営に関して、雇用の創設、サービスの向上、経費の削減が図られる施設については、「指定管理者制度導入基本方針」に基づき、民間活用を推進していきます。 ■ 市が直接サービスを実施する場合であっても、経営感覚を取り入れるなどにより、効率的かつ効果的なサービスの実施に努めていきます。
4 第三セクターの抜本的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> ■ 第三セクターが行っている事業の意義、採算性などについて、改めて検討の上、事業継続の是非を判断し、事業を継続する場合であっても、最適な事業手法の選択を行うとともに、第三セクターの存廃を含めた抜本的改革に集中的かつ積極的に取り組んでいきます。 ■ 本市の基本方針に則り、経営の合理化、運営の透明性の向上、統廃合などを積極的に推進するとともに、組織機構の充実に努めます。
5 地方公営企業などの経営健全化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公営企業などについては、策定した経営健全化計画等を適宜見直し分析、改定することにより、より一層の経営基盤の強化を目指します。 ■ 事業を安定かつ健全に運営していくため、経費の節減や受益者負担の適正化に努めます。
6 市職員の定員管理の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後も人口減少や厳しい財政状況が見込まれるとともに、定年が引き上げられるなど、これまでと状況が変わる中、職員の年齢構成の改善、将来を見据えた人材育成、再任用制度の運用などを考慮し、引き続き適正な定員管理に取り組みます。
7 給与の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員の給与については、人事院勧告や国・県の動向に配慮するとともに、近隣の市などの均衡も考慮し、引き続き適正化に努めます。
8 人事評価制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人事評価については、目標の達成度、職員の日常の勤務状況に基づく業績や能力、仕事に対する姿勢や職務適性などを組織的に評価し、給与、昇進、配置、能力開発に反映させることで、職員の士気や意欲を高め、安定したサービスができる組織づくりや人材登用に活用していきます。

<p>9 職員のキャリア形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職員研修については、市役所全体で目指す組織や職員像に基づく各階層別に求められる能力や行動を明確にし、それに基づく必要な研修を定めた研修カリキュラムを策定し、計画的に研修を充実させていきます。 ■ 本市のブランドコンセプトに沿って業務改善運動を通じた職員の「意識改革」に取り組むとともに、研修などによる資質向上をさらに進め、行政サービスの充実に努めます。
<p>10 市役所新庁舎の建設と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民や来訪者に親しまれ、利用しやすい新庁舎の建設を推進します。 ■ 分散している庁舎をできるだけ統合した市役所新庁舎を建設することで、市民の利便性向上に努めます。 ■ 業務の効率化、職員間のコミュニケーションの活性化に配慮した新庁舎の建設を推進します。
<p>11 公共施設等総合管理計画等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共施設やインフラ設備の適正な管理を推進するため、公共施設等総合管理計画等の方針に基づき、公共施設の延床面積の縮減を図りつつ、計画的に長寿命化や耐震化、バリアフリー、脱炭素化（省エネルギー化）などの整備を進めます。
<p>12 地方税のデジタル化推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ *eLTAX（地方税ポータルシステム）を活用した申告・申請及び共通納税システムなど、地方税のオンライン化に取り組み納税者の利便性向上に努め、自主財源の安定的な確保を図ります。 ■ 具体的には、法人・個人の住民税など各税の申告や3輪以上の軽自動車新規登録申請の*ワンストップサービス、4税（固定資産・市民・軽自動車・国民健康保険）について地方税統一*QRコードなどを活用した、納税システムを構築します。

関連個別計画

- ・三好市行財政改革プラン
- ・三好市公共施設等総合管理計画
- ・三好市公共施設等再配置計画

施策の達成度を測るための指標

指標	単位	現状値	2023年	2024年	2025年	2026年	目標値 2027年
行財政改革プランのうち計画通り実施できた項目割合	%	52.2	60.0	70.0	80.0	90.0	100.0
市税（一般会計）徴収率の維持向上	%	97.3	97.3	97.4	97.4	97.5	97.5

第 3 編

資料編

三好市地創第211号
2022年11月29日

三好市総合計画策定審議会会長 様

三好市長 高井 美穂

第2次三好市総合計画後期基本計画（案）の策定について（諮問）

三好市総合計画策定審議会条例第2条の規定に基づき、第2次三好市総合計画後期基本計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。

令和5年3月23日

三好市長 高井 美穂 様

三好市総合計画策定審議会
会長 林 日出夫

第2次三好市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和4年11月29日、三好市地創第211号において諮問のありました第2次三好市総合計画後期基本計画（案）について、慎重に調査、審議を行った結果、適切なものであると認め、ここに答申します。

なお、計画の推進に当たっては、下記の事項に十分配慮し、各施策を着実に実施していただくよう要望します。

記

- 1 第1次三好市総合計画から基本理念として掲げている「自然が生き生き、人が輝く交流の郷 三好市 ～あふれる笑顔と未来のために～」の実現に向け、豊かな自然を有する本市の特長や魅力、取り組みを一層強化し、市民・事業者・行政の共創により持続可能なまちづくりに努めてください。
- 2 安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えるとともに、若者や高齢者、障がいのある人など、誰もが主体的に社会と関わり、いきいきと住み続けられる仕組み・環境づくりなど、市民に優しいまちづくりを進めてください。
- 3 市民一人ひとりが便利で快適な生活を送れるよう、DXによる持続可能な行政サービスの提供に努めてください。
- 4 あらゆるリスクに対応できるような災害対策や防犯対策による安心安全なまちづくりや、新型コロナウイルス感染症等に対する各種支援に積極的に取り組んでください。
- 5 計画の進行管理を行う上で、判断となる成果指標については、デジタル化やSDGs、脱炭素など、社会経済情勢等を十分に考慮した上で、適切な指標となる項目及び目標数値の見直しを検討してください。

三好市総合計画策定審議会条例

平成18年6月30日

条例第259号

改正 平成22年3月31日条例第19号

平成26年9月30日条例第23号

平成27年3月31日条例第24号

令和2年9月25日条例第32号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、三好市総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 行政委員会の委員
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 第1項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を委員に送付し、賛否を問い、審議会の会議に代えることができる。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第3項及び第4項中「出席」とあるのは、「署名」と読み替えるものとする。

(部会)

第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、地方創生推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日条例第19号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第24号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月25日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

三好市総合計画策定審議会委員名簿

役職名	氏名	所属等	備考
会長	林 日出夫	四国大学 准教授	
副会長	大西 道夫	市民代表	
委員	深田 晃司	三好市教育委員会 教育委員	
委員	曲 清春	三好市農業委員会 会長	
委員	川口 好美	三好市婦人団体連合会 会長	
委員	細田 仁奈	公益社団法人阿波池田 青年会議所理事長	令和5年1月1日から
委員	竹内 道直	公益社団法人阿波池田 青年会議所理事長	令和4年12月31日まで
委員	谷口 栄司	一般社団法人大歩危祖谷 いってみる会 事務局長	
委員	丸浦 世造	みよし地域経済団体連合会 会長	
委員	山田 俊夫	三好市体育協会 副会長	
委員	岩城 貞時	市民代表	
委員	南 泰輔	市民代表	
委員	絆地 千夏	市民代表	
委員	大佐古 昌一	市民代表	
委員	中石 昭	市民代表	

(敬称略)

※所属等については、委嘱時のものです。

用語解説

あ 行

IoT

センサーなどを備えたさまざまなモノをインターネットに接続し、データを収集・分析して活用する。「モノをタブレット端末やスマートフォンで操作したり、モノの使用状況を確認したりする作動。(モノのインターネット)」

ICT

情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。情報通信技術。

空き家情報（空き家バンク）

空き家の賃貸・売却を希望する所有者から提供された情報を集約し、移住希望者など空き家をこれから利用したい方に紹介する制度。

アフターコロナ

新型コロナウイルスが終息した「コロナ後（after）の世界」という意味。（明確の定義はなく、本当の終息までは数年かかると言われている。）

一次予防

病気になる前に健康の増進を図って病気の発生を防ぐなどの予防措置をとること。

イノベーション

（英：innovation）物事の「新機軸」「新結合」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」を創造する行為。（モノ仕組みなど対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会的に大きな変化を起こすこと。）

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを訪日外国人旅行という。

インフラ

社会が経済、産業、生活を営むために不可欠な設備・制度・サービスなどのこと、または、組織の運用を下支えするシステムなどのこと。

AI

人工知能のこと。

SNS

インターネット上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。

ウィズコロナ

新型コロナウイルスと共に (with) あるという「コロナウイルスと共存する世界」という意味。(新型コロナウイルスは世界的に蔓延し、完全に無くすことは難しい状態になっており、コロナと共存する時代に突入すると言われている。)

LGBTQ +

性的指向および性自認に関することで、一般的に次のことを指している。

L: 女性の同性愛者 (Lesbian: レズビアン)

G: 男性の同性愛者 (Gay: ゲイ)

B: 両性愛者 (Bisexual: バイセクシュアル)

T: こころの性とからだの性との不一致 (Transgender: トランスジェンダー)

Q: 自身の性のあり方が分からない・決めていない・あえて決めない人 (Questioning: クエスチョニング)

+ : LGBTQ + の + (プラス) は、言葉では表現しきれない、性の多様性のことを表したもの。

eLTAX (地方税ポータルシステム)

エルタックス (地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。)

エンパワーメント

個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、湧き出させること。

一人ひとりが本来持っている力を発揮し、自らの意思決定により自発的に行動できるようにすること。

温室効果ガス

大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン、フロン類など。

か 行

カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。(政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。)

通いの場

地区内の集会所等を利用して、おおむね65歳以上を対象として気軽に立ち寄れる通いの場として、地区住協などの住民主体の団体により運営する事業。(健康づくり体操やカラオケや踊り・講習会やお茶飲みなど実施団体が考えながら、行うさまざまな行事の場。)

涵養

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

GIGA スクール構想

児童生徒向けの一人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実施させる構想。

QOL

Quality Of Life の略。生活の質。

QR コード

平面（2次元）になったバーコード。

「QR」は Quick Response（クイックレスポンス）の頭字語であり、高速読み取りを目的の一つとしている名称のこと。

クラウドコンピューティングサービス

インターネットなどのコンピュータネットワークを経由して、コンピュータ資源をサービスの形で提供する利用形態。略してクラウドと呼ばれることも多い。

グローバル・パートナーシップ

地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため提携すること。

景観形成重点地区

地区を特徴付ける主要な景観を有する場所や、地域住民が主体的に地区の景観づくりを進めていこうとする地区。（市が指定した地区。）

健幸運動

三好市の恵まれた自然環境に見合う市民の健康力を引き出し、心と身体のバランスを育む運動のこと。

5R

Reduce（リデュース）ゴミを減らす、Reuse（リユース）再利用する、Recycle（リサイクル）再び資源として利用する、の3つの英語の頭文字に、不要なものはもらわない Refuse（リフューズ）、修理して長く使い続ける Repair（リペア）を加えた考え方。

公共交通カバー率

駅やバス停が利用者を集められる範囲（駅勢圏、バス停勢圏）を地図上に描き、その範囲がどの程度の割合存在するのかを表現することで、公共交通サービスを利用できる度合いを図るもの。

公共用水域

水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことをいう。河川、湖沼、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路。（下水道は除く。）

公聴会

国または地方公共団体などの機関が、一般に影響するところの大きい重要な事項を決定する際に、利害経験者・学識経験者などから意見を聴く会。また、その制度。

交流人口

地域外からの旅行者や短期滞在者のこと。

コミュニティ

人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域およびその人々の集団。地域社会。共同体。

コンテンツ

内容、中身。情報の中身。

さ 行

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

サテライトオフィス

企業の本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置された、勤務者が遠隔勤務をできるように通信設備を整えたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に、惑星を周回する衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された。

3次救急医療

1次救急や2次救急では対応できない重症・重篤患者に対して行う医療のこと。

ジェンダー平等

一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

ジオパーク

直訳すると「大地の公園」の意。科学的に見て、貴重な地質遺産（地層や地形など）を持ち、生態学、考古学、歴史文化的にも重要な価値のある一定地域を保存する自然公園。エリア内の活動として、観察路の整備やガイド付きのツアーを実施することを通して、科学・環境教育やツーリズムへの活用が求められる。

自助・互助・共助・公助

厚生労働省による解釈。一般的な「自助・共助・公助」とは意味が若干異なる。

自助：自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、自発的に生活課題を解決する力。

互助：家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力。また、地域住民やNPO（非営利団体）などによる、ボランティア活動や、システム化された支援活動。

共助：制度化された、相互扶助。社会保険制度、医療や年金、介護保険など。

公助：自助・互助・共助でも支えることができない問題に対して、最終的に対応する制度。例えば、生活困窮に対する生活保護や、虐待問題に対する虐待防止法などが該当する。

指定管理者制度

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

周産期医療体制

「周産期」とは、妊娠22週から出生後7日未満までの期間をいい、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性が高くなる期間。

周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」といわれている。

住宅セーフティネット整備

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、子育て世帯など）の入居を拒まない賃貸住宅の整備。

集落営農組織

集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、共同で農機具を所有したり、農作業を行ったりする組織。任意の組織のほか、各農家の利益増進が目的の「農事組合法人」、完全に営利目的の「株式会社」などの形態がある。

小1プロブレム

小学校での生活や雰囲気馴染めず、落ち着かない状態が数カ月続く状態をいう。「集団行動が上手くとれない」「黙って長時間座っていなければならない授業に耐えられない」「学校という場所に馴染めない」などが原因で正常に授業を進行できない状況になる。

省エネ型ライフスタイル

地球温暖化防止と気候変動への適応。（自然エネルギーの普及、節電や省エネに取り組むこと。）

常備消防

消防職員が24時間体制で勤務している消防本部、消防署の組織のこと。

初期救急医療

休日夜間急患センターや在宅当番医制において、救急搬送を要しない外来で対処しうる患者への対応する救急医療。

新エネルギー

非化石エネルギーのうち、経済性の面での制約から普及が十分でないものであり、かつ石油代替エネルギーの促進に特に寄与するもの。バイオマス燃料、太陽熱利用、風力発電、地熱発電など。

森林環境譲与税

市町村が実施する森林整備などの財源として、2019（平成31）年度より国から市町村へ譲与される税金。

生産年齢人口

年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の年齢に該当する人口。

セーフティネット

病気・事故や失業などで困窮した場合に、憲法の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障する制度のこと。

世界農業遺産

社会や環境に適応しながら何世代にもわたり継承されてきた独自性のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わって育まれた文化、ランドスケープおよびシースケープ、農業生物多様性などが相互に関連して一体となった、将来に受け継がれるべき重要な農林水産業システムを認定する制度。

ゼロカーボンシティ宣言

2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目的とする旨を首長自らが又は地方自治体として公表した自治体。

【三好市は、2021（令和3）年12月22日12月議会定例会最終日において、三好市「ゼロカーボンシティ」宣言をしました。今後、国際社会の一員として、脱炭素社会の構築・2050（令和32）年までのCO₂排出量実質ゼロにより、「豊かで生き生き、安心・安全なまち三好」を目指し、取り組みをすすめます。】

千年のかくれんぼ

秘境にし阿波。（たどり着いたときに秘境感を実感できる山々が重なり合う山の暮らしの世界は、千年以上前から続く、自然と共生する、伝統的で素朴な人々の生活がある。）

総合型地域スポーツクラブ

子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

Society5.0

サイバー空間とフィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

そよかぜ学級

さまざまな理由で学校に通学することが困難になっている三好市内の子どもたちが、今の小中学校に在籍したまま、一時的に通級するところ。（社会性・活動性・対人的な能力の維持と向上を目指した学級づくり。）

た 行

団塊の世代

第二次大戦直後数年間のベビーブーム時に生まれた世代。一般的には1947（昭和22）年から1949（昭和24）年にかけて生まれた世代をいう。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

地域循環エコシステム

本市の豊富な森林資源をバイオマスエネルギーとして活用することで、地域温暖化対策、森林整備の推進、木材利用によって生まれる雇用など地域住民が受益できる地域循環型のシステム。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関。

DMO

「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のこと。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

デジタル技術で「社会や生活の形を変える」こと。「デジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること。」「既存の価値観や枠組みを根底から覆すような改革的なイノベーション（新しい活用法）をもたらすもの。」

テレワーキング／テレワーク

出勤すべき事務所などの施設に行かず、自宅や外出先、サテライトオフィスなどで、情報通信技術を活用して働くこと。場所や時間にとられない働き方の実現方法の一つ。

特用林産物

食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」などのきのこ類、樹実類、山菜類など、非食用のうるし、木ろうなどの伝統的工芸品原材料および竹材、桐材、木炭などの森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

トレッキング

trek（移動）を語源とした山歩きのこと。山に登ることにこだわらず、山の麓などを楽しみながら無理なく歩いたり縦断したりすること。

な 行

ナイトタイムエコノミー

夜間（一般的には日没から日の出まで）の経済活動のこと。（夜間の様々な活動を通じて、地域の魅力や文化を発信し、消費拡大などにつなげる考え方。）

にし阿波の傾斜地農耕システム

中四国で初めて認定された世界農業遺産（徳島県西部：伝統的な農林水産業を営む地域の中で世界的に重要と認められる地域を、国連食糧農業機関（FAO）が認定する制度。）

2次救急医療

入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。

二次交通

拠点となる空港や鉄道の駅から観光地までの交通のこと。

ニュースポーツ

勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動のこと。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。認定を受けると、金融措置や税制措置などの支援を受けることができる。

ノーマライゼーション

障害のある人も家庭や地域であたり前の生活ができるようにする社会づくりのこと。

は 行

バイオマス

動植物などから生まれた生物資源の総称。間伐材を固形燃料に加工、捨てるものを発酵させてメタンガスを取り出すなど。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、土砂災害危険箇所・洪水浸水想定区域などの被災想定区域や避難場所などを表示した地図。

パブリックコメント

市町村などが住民生活に広く影響を与える長期構想や基本計画などをつくる場合に、広く住民にその原案を提示し、寄せられた意見をもとにより良い計画づくりをするための一連の手続きのこと。

8050問題

子どもの引きこもりが長期化して、80代前後の高齢の親が同居する50代の子どもの生活を支えることにより、社会的孤立を深め、経済的にも困窮する世帯が増えている社会問題。

パラスポーツ

広く障害者スポーツを表す言葉。

PFI方式

PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設などの設計、建設、維持管理および運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

PDCAサイクル

Plan（計画）→ Do（実施）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法。

非常備消防

火災をはじめ各種災害発生の際に、必要に応じて出動する消防組織。一般的には消防団の事を示す。

避難行動要支援者

高齢者、障害者、乳幼児などの防災施策において配慮を要する方（要配慮者）のうち、特に災害発生時の避難などに支援を要する者。

フレイル予防

フレイルとは、高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力（筋力や認知機能など）を含む生活機能が低下し、将来要介護状態となる危険性が高い状態であり、フレイル予防は、より早期からの介護予防（要介護状態の予防）を意味しており、従来の介護予防をさらに進めた考え方。

ブロードバンド

従来のダイヤルアップ接続やISDNを使った通信と比較して、より広帯域で高速なADSLやFTTH、CATVなどを使った通信を提供する回線やサービスの総称。

プロフェッショナル人材

専門的な知識や能力・技術を持つ人材。

包括的医療体制

医療関係の各職種の人々が協力して、単に疾病に注目するだけでなく、健康時、健康破綻時、回復後の全般にわたって、連携して包括的に患者を診療する医療体制。

ほ場

作物を栽培する田畑。農圃。

ま 行

マーケティングリサーチ

マーケティング活動（価値ある方針を提供するための活動）の中で発生する課題（企画・実行・効果検証）に対するデータを様々な手法を用いて収集・分析を行うもの。（収集・分析するデータから、その実態構造の把握・将来的構造の創造材料を得ることができる。）

みなとモデル

延床面積を5,000㎡以上の建築物の内装などに国産木材の使用を促し、その使用量に相当するCO₂固定量を認定する制度。特に港区と「間伐材をはじめとした国産材の活用促進に関する協定」を締結した自治体から産出される木材（協定木材）の使用を推奨。

三好市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約束した二人が、パートナーシップ関係にあり、また、当該パートナーの一方又は双方と生計を同一とする未成年の子を愛情をもって養育することを宣誓し、市が公的に認める制度のこと。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
(責任や負担の重さにより、学業や友達関係に影響が出てしまうことがある。)

UJIターン

3つの人口還流現象の総称。

Uターン現象：地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。

Jターン現象：地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。

Iターン現象：地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。

有収率

供給した水量のうち、水道料金の徴収対象となった水量の割合のこと。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

ゆるスポーツ

年齢や性別、運動神経や運動経験、障害の有無にかかわらず、誰もが楽しめる新しい分野のスポーツのこと。

ライフイベント

人生での出来事。「進学」「就職」「結婚」など人生で起こる様々な出来事。

ライフスタイル

「生き方」のこと。「衣食住」だけでなく「人生観・価値観・習慣」などを含めた個人の生き方。

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。

ライフライン

電気・ガス・水道・電話など、人々が日常生活を送る上で必須の諸設備のこと。

ランドスケープ

景色、風景のこと。また、土地の上に農林水産業の営みを展開し、それが呈する一つの地域的まとまり。

リハビリテーション

医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、生きがいを持って社会参加できるように行われるすべての活動のこと。

リモートワーク

Remote（遠隔）と Work（働く）を組み合わせた造語であり、オフィスから離れた遠隔地で働く勤務形態を指す。（リモートワークは、テレワークと比較して新しい言葉であり、主にIT企業やベンチャー企業を中心に使われ始めた。）

レジリエント

「包括的で安全かつ強靱」「弾力性のある」「柔軟性がある」「回復力のある」などの意味。

6次産業化

生産（1次産業）、食品加工（2次産業）、流通・販売（3次産業）は、総合的結合を図ることによって、掛け算で6になることから6次産業という。農業者が総合的にかかわることによって、第2次・第3次産業が得ていたマージンを農業者自身が得ることによって農業を活性化させるもの。

わ 行

ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

ワーケーション

「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、普段の職場と異なるリゾート地や観光地で働きながら休暇をとること。「ICT（情報通信技術）を活用して、場所にとらわれずに仕事を行うスタイルのこと。」

ワンストップサービス

軽自動車を保有するために必要となる手続と税金や手数料の納付をインターネット上で一括して行うことができること。

ワンストップ窓口

観光客等からの問い合わせ対応を、一つの窓口で行うことができるようにすること。第2次 三好市総合計画後期基本計画

第2次 三好市総合計画後期基本計画

【2023(令和5)年度から2027(令和9)年度】

発行：徳島県三好市企画財政部地方創生推進課

所在地：〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ1500-2

電話：0883-72-7607

ホームページ：<https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/>



第2次三好市総合計画
後期基本計画